

議事日程 令和2年3月6日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第5号)について(所管部分)

議案第 3号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第 4号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第 5号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第18号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について

議案第19号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第20号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(5名)

副委員長	鎌田 鷹介 君	伊藤 厚紀 君
	加藤 真人 君	伊藤 律雄 君
	中川 和子 君	

欠席委員(1名)

委員長 伊藤 好博 君

委員会出席者(1名)

委員外議員 副議長 服部 芙二夫 君

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	教 育 課 長	伊藤 正典 君
住 民 課 長	山田 克己 君	福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君

教育課長補佐 山下昌司君 教育課長補佐 黒田和弘君
住民課長補佐 多賀晶子君 住民課長補佐 村上強君
福祉健康課長補佐 伊藤マユミ君 福祉健康課長補佐 佐藤信恵君
福祉健康課長補佐 服部直子君

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

=====

午前 9時 0分開会

○副委員長（鎌田鷹介君） おはようございます。

本日は、伊藤好博委員長、体調不良により欠席でございますので、委員会規則第11条の規定により、副委員長の私が委員長の職務をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、副議長並びに委員の皆様には何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長、森副町長を初め執行部の皆様も御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和2年第1回定例会で付託されました9議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議を頂きますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会出席委員数は5名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規約により、書記には白木議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○副委員長（鎌田鷹介君） 日程第1、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、中川和子委員、伊藤厚紀委員の御両名を御指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、中川和子委員、伊藤厚紀委員の御両名の方はよろしく願いいたします。

議案審議に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策については、議案説明会で説明は受けておりますが、委員会として、町長に新型コロナウイルス感染症対策についての一連の取組についての説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第1回の本曾岬町議会定例会を去る3月2日に招集させていただき、初日から御審議いただいているところをごさいますて、本日は、教育民生常任委員会を開催いただきましたところ、委員さん方、そして、正副議長さんには早朝から御出席、誠にありがとうございます。

ただいま委員長さんから問題になっております新型コロナウイルス感染症対策についての本曾岬町としての取組、最近の動向について、説明を求められましたので、私のほうから概要をまずお話しさせていただきたいと思っております。

御案内のように、中国の武漢市で端を発しました新型コロナウイルスの発症、感染症の問題、御存じのように、今や日ごとに拡大しておりますて、世界各国、そして、また、特に近隣の韓国や中国、そして、また、我が国もそうですけれども、大変な感染症の拡大をいたしております。国内でも、今朝の新聞報道によりますと、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の感染者を含めて1,057名の感染者ということで報道されておりました。殊、さように大変な勢いで拡大しておりますて、政府もこれに非常な危機意識を持って取り組んでいただいておりますが、それと、また、三重県、そして私ども本曾岬町、それぞれ情報収集させていただきながら取り組んでまいりました。

先般の定例会初日の議案説明会の前に少し報告させていただきましたけれども、改めての常任委員会からの説明を求められました。それぞれの担当、本日の教育民生常任委員会の所管の担当課がそれぞれ出席させていただいておりますので、所管ごとに本曾岬町の取組状況について報告させていただきますので、御理解と御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。それではよろしくお願いたします。

○教育課長（伊藤正典君） それでは、教育委員会として、取組について説明をさせていただきます。

議案説明会でも一連の取組については説明をさせていただきました。その後、本曾岬町のホームページのほうに、トップ画面に緊急情報というのがございます。こちらのほうにコロナウイルスの関係について、本曾岬町の取組を集約して載せさせていただいております。その中の教育委員会として大きく5点載せさせていただいております。既に説明をさせていただきました、小中学校の臨時休校についてという点でございます。

これにつきましては、3月2日から3月24日まで休校するという内容を載せさせていただいております。それから、図書館の臨時休館につきましても載せさせていただきました。3月2日から3月16日ということで載せさせていただいております。新たに、文化資料館の臨時休館、これにつきましても載せさせていただいております。文化資料館につ

きましては日曜日の開館となっておりますが、3月8日、3月15日、この2日につきましては休館ということで載せさせていただきました。

その次に、臨時休校の措置の対応ということで、1つ載せさせていただいております。これはどういうことかという、臨時休校期間に児童の預かりをするというような内容をここに1つ載せさせていただきました。これにつきましては、近隣市町の状況、また、三重県、愛知県での子どもの預かりの状況を調べさせていただきまして、木曾岬町でも子どもの預かりをしていこうということで検討を進めまして、原則ですが、自宅で過ごすことをお願いしておりますが、なかなか、保護者さん等の都合によって児童の見守りができないという場合について、受け入れるということにさせていただいております。

内容を少し説明させていただきますと、まず、対象児童でございますが、先ほど言わせていただいていた、自宅で過ごすことが難しい1年生から3年生の児童、それと、特別支援学級に在籍している児童ということで、4年生以上の児童につきましても、その状況によりそれぞれ相談して判断していくということで載せさせていただいております。

学校での過ごし方につきましては、自習ということで、教職員が見守るというようなことになっております。実施期間につきましては3月6日、本日からです。3月24日火曜日までということで受入れをさせていただきます。ただし、3月19日が卒業式になっております。教職員の対応が少しできかねるということで、3月19日につきましては、受入れの実施はしないということで載せさせていただきました。

実施時間でございます。8時半から2時半までのうちで保護者さんが希望する時間ということになります。預かりの方法ですが、子どもさんの安全を確保するために保護者さんの送迎ということで、保護者さんが教室まで送っていただいて、お迎えも教室まで迎えに来ていただくというような格好を取らせていただいております。

預かり措置につきましてはそれで、最後につきましては、各講座につきまして、本年度の公民館講座は全て中止と。あと、体育系の講座につきましても、子ども向けの体育講座は中止ということでホームページのほうには載せさせていただいております。

教育委員会の取組は以上でございます。

先ほどの預かりの状況なんですが、本日、受入れの初日ということで8時半から受入れを始めさせていただきましたが、本日3名の方が見えておりますので、御報告させていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、続きまして、福祉健康課の取組について説明のほうをさせていただきます。

福祉健康課としましては、相談窓口の設置状況とか、あと、帰国者、接触者の相談センターの電話窓口などの情報について、2月の下旬から随時、厚生労働省、三重県、帰国者、接触者の相談センターという形で、それぞれ情報のほうをホームページのほうへ掲載しているのと併せて、住民の方にはメール配信サービスのほうで情報提供のほうをしております。

す。

その後としましては、新型コロナウイルスの感染症への対策ということで、手洗いとかうがいの励行などの資料もホームページ上で掲載のほうをさせていただいて、皆さんに注意喚起のほうを促すような形で情報提供のほうをさせていただいております。

また、こども園と学童保育所のクローバーについては、こども園については3月2日以降も通常どおりで運営のほうをしているということで、通常どおりの運営という情報を掲載のほうをしております、学童保育所クローバーにつきましても、通常でしたら下校時間から夕方6時までの開所の時間を、午前8時から、朝からの開始の時間ということでの情報の掲載のほうもさせていただいております。

また、保健センターにつきましても、各種健診は予定どおり行いますが、各種教室については中止するという情報も掲載のほうをさせていただいております。

また、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に伴う福祉健康課とこども園の主催行事の中止ということで、その中止の一覧表を作成しまして、ホームページのほうからそこに入っていただくと一覧表が確認できるような状況で、各種教室等が項目ごとに書いてありまして、その開催の日時が書いてあるんですが、項目ごとに中止ということを表示した一覧表も掲載のほうをさせていただいております。

また、町の取組としましては、3月2日の月曜日の日に幹部会議を午後4時から開催のほうをさせていただきまして、新型コロナウイルス感染症について、各課での情報共有等を行って、あと、そのときに、市町の役割とか、そういう取組の内容についても説明のほうをさせていただいております。

その中で、いろいろ皆さんで協議させていただいて、その中で今後のどのような取組をしていかなきゃいけないとか、そういう内容についても各課での意見交換のほうを行わせていただいております。

また、各課の窓口において、三重県、厚生労働省、あと、帰国者、接触者の相談の窓口の一覧表のほうを庁内メールで送らせていただいているのと、あと、各課のほうに配布のほうをさせていただきまして、対応もしていただけるような形で設置のほうをさせていただいて、周知のほうもさせていただいているという状況でございます。

あと、参考までに、学童保育所クローバーなんですが、3月2日から開所しまして、利用者の人数です。月曜日が15人、火曜日が18人、水曜日が18人で、昨日が14人という形で、20人弱の方が今利用されているという状況でございます。

以上です。

○町長（加藤 隆君） 今までの通常とどうなんですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 通常ですと、下校時からするともう少し人数は多いみたいなんですが、朝からの利用では。30人ぐらいは多分下校時からだと見えるみたいなんですけど、今は20人弱で収まっている状況であります。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

ただいま各担当課長からの説明で、御質疑がある方は、挙手の上、委員長の許可に基づき御発言ください。

○委員（中川和子君） 1点確認なのですが、学校の休業というのは、本来なら各市町の教育委員会が判断するものだと思うんですが、今回、首相の要請で全国に一斉休校の要請が来たわけで、要請についてのことは専門家にも聞かない独自の判断だということが明らかになっているわけですね。始まってしまった段階で、今さらというのかもしれませんが、確認をしたいんですが、専門家にも聞かない独自の判断で首相が行われたことに対して一斉……。

〔「それは国のことであって町のことと違いますよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（中川和子君） いやいや、でも、学校休業は町教委の判断でできるものなので、休校しないというところもあったわけですよ。だから、これについてはどのように考えていらっしゃるのかということを確認したかったんですけど。

○副委員長（鎌田鷹介君） どう答えりゃいいんですか。

○委員（中川和子君） だから、教育委員会のほうで答えていただければいいんですけど。

○教育課長（伊藤正典君） 首相の要請は要請として、これにつきましては、教育委員会として判断をさせていただきました。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 質疑もないようですので、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） それでは、今期定例会、令和2年度の第1回木曾岬町議会定例会を3月2日に招集させていただき、今期定例会には、執行部提案として議案25件、それから、同意、諮問、それぞれ1件ずつ、合わせて27件の議案を提出させていただき、開会日初日には議案2件と、同意、諮問、それぞれ1件、合わせて4議案について御審議いただき、御承認いただきました。誠にありがとうございました。

残るといいますか、他の23議案につきましては、開会日初日に両常任委員会に委員会付託を頂きまして、本日の教育民生常任委員会に付託されました案件につきましては、お手元の議事日程にございますように、まず、議案第2号につきましては令和元年度の町一般会計補正予算（第5号）の所管部分についてから、第3号につきましては国民健康保険特別会計、第4号につきましては後期高齢者医療特別会計、第5号につきましては介護保険特別会計、それぞれの令和元年度の補正予算案件4議案、そして、議案第14号につきましては国民健康保険条例の一部改正についての議案1件、それから、議案第17号につきましては令和2年度の町一般会計予算の所管部分についてから、第18号につきましては

は国民健康保険特別会計、第19号につきましては後期高齢者医療特別会計、第20号につきましては介護保険特別会計、それぞれの令和2年度の会計の予算についての4議案でございます。本日、教育民生常任委員会に付託されました案件は9議案でございます。いずれの案件につきましても、重要な案件ばかりでございます。後ほどそれぞれの担当課から詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、御挨拶と議事日程の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○副委員長（鎌田鷹介君） 日程第2、付託議案の審査を議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分、議案第3号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第18号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法としましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

○委員（中川和子君） 来年度の一般会計予算なんですが、審議する中身も多いので、提案なんですが、民生費、衛生費、教育費をそれぞれ個別に質疑する時間をつくっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員（伊藤律雄君） 今までどおり、私は進行していただきたいと思います。

○副委員長（鎌田鷹介君） ここでお諮りいたします。

先ほど中川委員から個別に質疑したいとの申出があったんですけども、これに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手少数です。これで今までどおりさせていただきますので、御理解のほどをお願いいたします。

従来どおり、そのとおり進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、1ページをお願いします。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）の所管部分について説明をさせていただきます。

それでは、11ページ、12ページへお願いします。

歳入から説明のほうをさせていただきます。

4項1目子ども・子育て支援臨時交付金では、1,100万円を追加し、1,100万円とするものでございます。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、臨時交付金を受け入れるものでございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、663万6,000円を減額し、1,243万4,000円とするものでございます。減額の主な要因は、保育料負担金としまして、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減額補正でございます。

13ページ、14ページをお願いします。

2目衛生費負担金では、10万3,000円を減額し、56万4,000円とするものでございます。保健衛生負担金としまして、料理教室負担金及びがん検診負担金の実績及び推計によりまして、減額補正させていただくものでございます。

○教育課長（伊藤正典君） 4目教育費負担金で、今回44万2,000円を減額し、1,975万円とさせていただきます。社会教育負担金では、公民館講座の受講見込みにより、また、学校給食費負担金では調定見込みにより、それぞれ減額を行ったものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 13款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料では、3万5,000円を追加し、6万5,000円とするものでございます。福祉施設使用料でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、2項2目の衛生手数料では、12万7,000円を減額し、485万7,000円とするものでございます。いずれの科目につきましても、説明欄記載のとおり、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、15ページ、16ページでございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、231万4,000円を減額し、9,926万6,000円とするものでございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金の保険料軽減分に係る国の負担金が確定したことから、その差額分を増額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、児童手当及び子ども手当国庫負担金については、児童手当の児童数の22人の減少に伴い、減額補正をさせていただくものでございます。

2項補助金、1目民生費国庫補助金では、526万円を減額し、3,653万1,000円とするものでございます。11節の地域住民生活等の消費喚起の対策補助金については、プレミアム付商品券事業の非課税者の申請割合が約35%でありまして、その確定見込みに伴い、減額補正させていただくものでございます。

2目衛生費国庫補助金では、64万4,000円を減額し、246万9,000円とするものでございます。3節の保健衛生費国庫補助金については、風疹に関する追加的対策事業としまして、単年度から3か年に分けて実施することにより、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 3目教育費国庫補助金で、今回1,222万7,000円を追加し、3,002万4,000円としております。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金では、国が進めますGIGAスクールの整備事業に関して、小中学校における校内通信ネットワークの整備に係る補助金を受け入れるものでございます。なお、この補助率は2分の1ということでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、17ページ、18ページでございます。

15款の県支出金、1項1目民生費県負担金では、38万円を増額し、6,085万7,000円とするものでございます。住民課所管では、2節の国保保険基盤安定負担金、8節の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金において、保険料軽減分の県の負担金が確定したことから、その差額分をおのおの精査するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、9節児童手当及び子ども手当負担金については、児童手当の児童数の22人減少に伴って減額補正するものでございます。

2目の衛生費県負担金では、27万5,000円を減額し、14万円とするものでございます。1節の保健事業費の負担金の特定不妊治療費負担金については、申請者の減少によりまして減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、2項1目民生費県補助金では、35万7,000円を減額し、3,131万7,000円とするものでございます。住民課所管では、説明欄の障がい者医療費補助金、次のページ、19ページ、20ページに行ってくださいまして、

子ども医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金において、医療費の実績見込みから県補助金の交付見込額を試算し、補正するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、6節の児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業補助金については、補助金対象事業の増加に伴い、追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） ページをめくっていただきまして、21ページ、22ページでございます。

7目教育費県補助金で、今回8万4,000円を追加し、79万6,000円としております。放課後子ども教室の推進事業補助金では、ホリデー教室の開催に伴う補助金の追加を受けたことによるものでございます。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課の所管としまして、20款の諸収入の4項の5目の雑入でございまして、一時保育の給食代と介護予防の計画料について、それぞれ実績等に伴いまして減額補正のほうをさせていただきます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の雑入では、雑入のところの上から2つ目の資源ごみ売却手数料でございますが、収入実績を精査し、減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 5項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入で、今回12万円を追加し、98万円としております。夢とふれあい教育基金の繰上償還により受入れたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次、歳出でございます。

37ページ、38ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、70万8,000円を減額し、2億1,466万1,000円とするものでございます。住民課所管では、2節の給料から4節共済費までは人事異動に伴う人件費の減額、19節の負担金、補助及び交付金では、三重県後期高齢者医療広域連合負担金が確定したことから、その差額分の減額。また、39ページ、40ページに行ってくださいまして、繰出金におきましては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への一般会計繰出金の精算等を行うものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としましては、37ページ、38ページのところで、役務費委託料の関係ですが、令和元年10月1日からのプレミアム付商品券

の事業確定見込みによりまして、派遣職員の委託料などを減額補正させていただくものでございます。

39ページ、40ページをお願いします。

社会福祉施設費では、725万4,000円を減額して、4,958万1,000円とするものでございます。13節の委託料の業務委託料については、一般事務補助職員の派遣委託業務の精査によりまして、不用額を減額補正させていただくものでございます。

3目老人福祉費では、585万1,000円を減額し、9,413万7,000円とするものでございます。13節委託料については、要援護者台帳システムの保守業務委託料などの精査によりまして、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 41ページ、42ページの19節の負担金、補助及び交付金では、そこの欄の一番下のところでございますが、長寿医療の健康診査費用助成金の確定見込みにより、不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費では、127万円を追加し、1億1,934万6,000円とするものでございます。20節扶助費の自立支援医療給付費については、主に自立支援給付費の就労移行支援が追加されたことによりまして、補正のほうをさせていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、20節扶助費において、障がい者医療費助成金及び44ページの65歳以上重度障がい者の医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込額を推計し、それぞれ補正するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、320万6,000円を減額し、2,153万3,000円とするものでございます。19節の負担金、補助及び交付金については、主に木曾岬町の保育料の軽減事業補助金の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳及び4歳の補助金を減額補正させていただくものでございます。

45ページ、46ページへお願いします。

2目児童措置費では、502万5,000円を減額し、9,773万8,000円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、児童手当及び子ども手当費については、支給対象児童の児童数の22人の減少により、300万減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、20節の扶助費において子ども医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込額を推計し、補正するものでございます。

次に、3目の母子福祉費では、25万7,000円を減額し、263万8,000円とするものでございます。ひとり親家庭等医療費助成金でございますが、本年度の助成実績から見込額を推計し、減額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目こども園費では、650万2,000円を減額し、1億1,923万5,000円とするものでございます。賃金については、保育士補助員の勤務形態の変更、あと、用務員が退職しまして不在期間がありましたので、それに伴う減額補正をさせていただくものでございます。

6目学童保育費では、8万4,000円を追加し、521万7,000円とするものでございます。委託料の事業委託料については、子ども・子育て支援交付金の補助基本額の変更に伴い、追加補正させていただくものでございます。

47ページ、48ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、182万円を減額し、5,046万2,000円とするものでございます。給料から共済費までについて、精査により減額補正させていただくものでございます。

3目予防費では、180万円を減額し、1,364万円とするものでございます。委託料の予防接種委託料については、出生数の減少及び風疹抗体検査の通知対象者の変更により減額補正させていただくものでございます。

4目母子保健衛生事業費では、322万2,000円を減額し、1,081万2,000円とするものでございます。負担金、補助及び交付金の特定不妊治療の申請者の減少によりまして、減額補正させていただくものでございます。

5目成人等保健事業費では、123万円を減額し、1,063万9,000円とするものでございます。委託料のがん検診及び基本健康診査の委託料については、受診希望者の減により減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目の環境衛生費では、33万円を減額し、580万5,000円とするものでございます。畜犬管理事業、火葬場運営事業及び家庭用新エネルギー等普及支援事業につきまして、年度末実績により減額するものでございます。

次に、49ページ、50ページでございます。

2項の清掃費、1目し尿処理費では、40万6,000円を減額し、330万8,000円とするものでございます。広域連合へのし尿処理負担金の確定により減額するものでございます。

次に、2目の塵芥処理費では、142万2,000円を減額し、1億3,996万2,000円とするものでございます。資源ごみ回収報奨金の精査及び消耗品、委託料について、年度末の精査によりそれぞれ減額するものでございます。

次に、51ページ、52ページでございます。

3項1目公害対策費では、8万2,000円を減額し、80万8,000円とするものでございます。報酬では、環境審議会の開催実績により不用額を減額、広域連合への負担金については額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 65ページ、66ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で、今回17万円を減額し、86万7,000円としております。教育委員会委員の旅費の精査により不用額を減額しております。

2目事務局費で、今回128万9,000円を減額し、8,863万3,000円としております。その主なものにつきましては、報償費では、ICT支援員の県費での併用、講師招聘等に係る奨励金を精査したことにより減額、また、委託料では、児童の下校時における安全監視員の委託、図書館業務、外国人児童生徒の対応に係る外国語の指導助手について、見込みにより減額しております。負担金、補助及び交付金につきましては、桑名適応教室に係る通級制度、木曾岬町1名に係る町の負担見込み分を追加しております。

また、積立金では、御厚意によりいただきました寄附金と繰上償還分を夢とふれあい教育基金に積立てさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、目、変わりまして、4目の森林環境教育事業で、今回10万1,000円を減額し、91万3,000円としております。事業完了に伴いまして、不用額を減額したものでございます。

項、変わりまして、2項小学校費、1目学校管理費で、今回1,020万8,000円を追加し、1億2,568万7,000円としております。その主なものにつきましては、賃金関係では非常勤講師の県費での併用、また、介助員の見込額の精査により減額をさせていただいております。需用費では、光熱費に不足が生じたことにより追加、委託料につきましては、各種機器やビオトープの保守委託の不用額を、また、業務委託料として、国が進めておりますGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワークの整備に関する設計費を追加しております。使用料及び賃借料では、教師用タブレット端末のリース料等の確定により減額をさせていただいております。工事請負費につきましては、業務委託料と同じく、GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末の整備に必要となる高速大容量の校内通信ネットワークの構築として、LAN配線のほか、各教室に電源キャビネットを設置する工事を追加しております。扶助費につきましては、特別支援学級の奨励費、また、準要保護児童生徒の援助費の確定によるものでございます。なお、支給対象は、特別支援教育が5名、準要保護児童が11名でございます。

ページ、めくっていただきまして、2目教育振興費で、今回74万3,000円を減額し、455万6,000円としております。使用料及び賃借料では、児童用コンピューターの再リース及び児童用タブレット端末のリース料の確定により不用額を減額するもので

ございます。

項、変わりまして、3項の中学校費、1目学校管理費につきましては、今回1,150万1,000円を追加し、4,022万3,000円としております。主なものにつきましては、賃金関係では、非常勤講師の県費での併用による減額、また、委託料につきましては、小学校と同じく、GIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワークの整備に関する設計費を追加しております。工事請負費につきましては、業務委託と同じく、GIGAスクール構想に向けた1人1台端末の整備に係る校内通信ネットワークと電源キャビネットの工事費を追加しております。備品購入費では、教師用のパソコンの確定見込みにより、また、扶助費につきましては、準要保護生徒の就学援助費の確定見込みによる減額でございます。なお、準要保護の支給対象者は9名でございます。

目、変わりまして、2目教育振興費で、今回53万9,000円を減額し、467万5,000円としております。使用料及び賃借料では、児童用コンピューターリースの再リース及び児童用タブレット端末のリース料の確定により、不用額を減額するものでございます。

ページ、めくっていただきまして、項、変わりまして、5項の社会教育費、1目社会教育総務費で、69万円を減額し、886万2,000円としております。主なものにつきましては、委託料において、町民ホールの清掃、イベントに係る不用額を減額したものでございます。

2目公民館費では、今回448万2,000円を減額し、632万7,000円としております。報償費では公民館講座の開講見込みにより、また、需用費では電気料の見込みにより、その不用額を減額したものでございます。また、委託料につきましては、管理委託しておるシルバー人材センターに対する委託料が不足したことにより、追加するものでございます。

5目図書館費では、今回120万9,000円を減額し、1,463万円としております。主なものにつきましては、委託料では、清掃や図書館の管理に係る費用の確定見込みにより不用額を減額するもの、また、使用料及び賃借料では、図書館システムの備品借上料の確定により不用分を減額するものでございます。

項、変わりまして、6項の保健体育費、1目保健体育総務費では、今回62万7,000円を減額し、955万円としております。その主なものにつきましては、委託料では、ページを渡っていただきまして、体育系の町民講座の一部未開講がございましたので、それに伴う減額、また、負担金、補助及び交付金では、体育協会の補助金及びスポーツ選手の全国大会出場補助金の精査により、その不用額を減額させていただくものでございます。

2目保健体育施設費では、今回613万7,000円を減額し、1,447万円としております。主なものにつきましては、需用費では、町体育館の燃料費、光熱水費の見込みにより、その額を精査するものでございます。また、委託料では、木曾川グラウンド、ち

びっこ広場における緑化管理業務の契約差金等を精査し、その不用額を減額したものでございます。工事請負費では、木曾川グラウンドの倉庫建て替え工事や町体育館の屋根の防水工事の確定により、不用額を減額させていただいております。

3目学校給食費では、今回433万8,000円を減額し、5,232万円としております。主なものにつきましては、給食センターの調理員1名の募集によって採用がなかったということに伴いまして、共済費、賃金などの不用分を減額しております。また、委託料につきましては、米飯給食の見込みにより精査するものでございます。原材料費につきましては、うどん、米などの見込みによる精査のほか、歳入における学校給食費の負担金により、給食用の材料費を精査して減額するものでございます。最後、備品購入費では、真空冷却機の購入により不用額を減額したものでございます。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

なお、進行上、御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されるよう、よろしくお願いいたします。

○委員（伊藤厚紀君） 小学校、68ページの9款1目、節で言うところの15節工事請負費、改修工事とあるんですけども、GIGAスクールなんですけど、GIGAスクールというのは一体どういうものなのでしょうか。それがいつからそういうふうな工事が始まって、終わって、いつから運用できるようなものなのでしょうか。そもそも勉強不足で申し訳ないんですが、GIGAスクールというのは何なのではないかということ。

○教育課長（伊藤正典君） まず、GIGAスクールにつきましては、今年度の令和元年の補正予算において、補助金の補正予算がつけました。これにつきましては、各学校において1人1台のパソコン、いわゆるタブレットを使って、それぞれの学習をしていこうというような内容でございます。これが令和元年から令和5年を目標に、各学校で整備していきなさいというようなものが全体の内容でございます。

令和元年度、今年度の補正予算で上げさせてもらったものにつきましては、まず、校内の通信ネットワークを整備するというものがございまして、校内のLAN配線、要は配線の整備をしていくというものと、それに併せまして、1人1台端末になりますので、各教室に電源を取るものとタブレットを保管する倉庫、これをつけていくというような工事の内容になってございます。

1人1台のタブレット端末につきましてはこれから、令和元年に一部町費で入れさせてもらいましたが、それ以外のものにつきましては令和2年度から順次整備していくということで、木曾岬町のほうにつきましても、令和5年度までに1人1台端末にしようということで今計画をしている段階でございます。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） 今のG I G Aスクールに関連してですが、国の補正予算でついたとはいえ、G I G Aスクール構想という名目で出てきたのは今回が初めてかなと思うんですが、小学校も中学校も進めていくに当たって、何点か疑問はあるんですが、例えば公教育への企業参入が促進されるのではないかということと、あと、1人1台タブレットで勉強するということなので、集団的な学びが軽視されていくのではないかということと、あと、教育の画一化ということが危惧されるのと、あと、高速大容量、1人1台で各教室に今は電源キャビネットも備えるということで、心配されるのは子どもたち、教師もそうですが、電磁波の影響はどの程度なのかなというのを思うんですが。

○副委員長（鎌田鷹介君） 以上でよろしいですか。

○委員（中川和子君） いいですか。じゃ、あと、先に16ページの地域住民生活等消費喚起対策費補助金617万6,000円、大きな減額なんですけど、消費税10%に対応する策として非課税の方に商品券を配るということで始まったわけですが、結局35%の方しかこの対象事業に当たらなかったということで、本当に地域生活の消費喚起にはなっていないと思うんですが、その辺りはどのように考えていらっしゃるのかということと、それから、14ページなんですけど、先ほど給食費のことで、出と入で精査したことは聞いたんですが、こども園の給食費だけ上がっているんですけど、これはなぜかなということと、それから、24ページ、夢とふれあい教育基金貸付資金返還金が12万円で、これは繰上償還されたということですけど、うちの場合、これは今後のことにもなる、繰上げをされた場合に例えば少し返還していただく金額が減ると、より使いやすいんじゃないかなというのを思いました。質疑ではありませんがね。

それから、出のほうの46ですが、こども園の補助職員賃金と用務員さんの不在の期間で、補助職員賃金が251万5,000円、勤務形態の見直しとありますが、どのような形態の見直しをされたのかということと、あと、74ページの学校給食調理補助員さん、これは結局1人採用ができなくて、調理補助員さんとしては5人体制でやってみえたと考えていいんですかね。それで、6人分の仕事がどのようにされていたのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 16ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、プレミアムの関係からよろしいですかね。

16ページで、地域住民の生活等の消費喚起の対策補助金で617万6,000円の減額の内容なんですけれども、実際に非課税者の今回の対象となったのが非課税者の対象の方と、あと、子育て支援の3歳未満のお子さんがみえる方が対象という形での実施をしております。

その中で、先ほど言ったのは非課税者の対象者数としまして、1,017名の方に申請書を発送のほうはさせていただいております。それに伴いまして、申請書の申込者が354名でした。その割合が先ほど言った約35%という割合になってございます。

こちらにつきましては、非課税の方たちに対して申請を個別に行うとともに、申請書が出ていない方たちについても随時申請自体がお忘れじゃないかということもお知らせを個別での通知のほうもさせていただいて、申請のほうを極力していただけるような形の通知等も、周知等もさせていただいております。

ただし、それをもってしても、結局のところ申込者は354名でございました。そういう中で今回35%ということなんですが、制度に基づいた形での周知とか取組のほうはさせていただいておりますので、御理解いただけたらとは思っております。

それと、あともう一つ、歳出のほうへ飛ぶんですけども、補助職員の賃金の内容のことで説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、勤務形態の、補助員の方がどのように変更になったかという話なんですが、まず、補助員さんの1人の方が婚姻されまして、婚姻の扶養の範囲内という形で勤務の形態が変わったことによりまして賞与等がなくなったとか、そういうような条件が異なったためにその分の減額のほうが発生したということと、あとは、用務員の方がもともとは4月、5月と新しく採用させていただいていたんですが、その方自身も育休というか、形を取ることでしたので、育休の形ではなく、そこで退職されるということになったものから、そこから不在の期間が6月から10月までの5か月間不在の期間がありました。その期間において、新しくまた用務員さんのほうの募集のほうを行いまして、11月からは新しい方が来ていただいているんですが、不在の期間の不用額等が大きいものですから、主なものとしましては、2つの点について今回説明させていただいておりますが、実際には細かいところと言いますと、ほかにもけが等をしまして退職された方もみえますので、そういう方も含めての金額で251万5,000円という形の減額補正のほうをさせていただいております。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） まず、14ページの学校給食費のこども園が増えている理由ということだったかと思えます。

こども園の給食費につきましては、令和元年度につきましては学校給食費のほうで受入れをさせていただいております。この増額の要因は、10月から無償化が始まったんですが、2号認定者の子どもが増えたということによって35人から72人ということで、これが要因により増えているものでございます。

それから、68ページ、GIGAスクールの関係でいろいろあったかと思えます。質問的には、どうでしょう、1人1台の電磁波の関係がまず1点あったと思うんですけど、これにつきましては、電磁波への影響は特にないということで考えております。

あと、企業参入についてということなのですが、これは、すみません、企業参入をどう考えるかということでしょうか。

企業参入につきましては、機種につきましては、町で独自で買うのか、県で統一して買うのか、これから決めていく内容になっていますので、1つの企業さんが独占して云々ということはないかと思っております。

あと、集団的な学習はどうなるのかということでしょうか。

タブレット端末を使ったとしても、集団的な学習に特に変わりはないと、やる方法が変わるだけで1つのツールが増えるということで考えておりますので、特にその辺も問題ないかと思っております。これについてはよろしかったでしょうか。

あと、74ページ、補助員さん、6人体制が結局5人体制でということで、給食調理員さんを募集しても、なかなか応募がないという状況で今も続けております。現状といたしましては5人の調理員さんによって、少し朝を早く出いただくとか、少し延長していただくというような対応で今をやらせていただいております。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 16ページのプレミアム付商品券のことですけれど、いろいろ周知はして手は尽くしたけどこの結果だったという説明は分かるんですが、なので、国が喚起対策として行ったことに対してあまり効果がなかったんじゃないかと私は思うんですけど、その考えを聞きたかったんですが。

それから、あと、12ページの子ども・子育て支援臨時交付金が1,100万円入っているわけですが、それに伴って保育料の減額、それから、出のほうでは保育料軽減の補助金が減っているわけですが、この差額というのはどこに行っているわけですか。

○副委員長（鎌田鷹介君） 担当課長の説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、12ページのほうから説明させていただきますと、子ども・子育ての支援の臨時交付金につきましては、3歳以上の保育料の国庫補助の基準額を基に、月当たり200万円という形で、200万円から6か月分、無償化になったのが6か月ですので、無償化になった分の6か月分と、給食費の増加額ということで66万1,500円という金額を差し引きまして、1,100万円という金額のほうの見込みを立てております。その見込みに対しまして、じゃ、実際、今回、保育料等の収入の減額分がありますので、その減額分が見込みとしましては約450万ほど見込んでおりますので、実際には臨時の交付金の1,100万円と450万円を差し引いた財政の軽減の負担の見込額としましては、650万円ほどが軽減の負担にはなっているのかなというふうに試算のほうはさせていただいておりますので、今回保育料が減額になって、それで、交付金が交付されることについての差引きについては、町としての財政負担軽減は650万円ほどを見込んでおります。

それから、先ほどの16ページの内容なんですが、これは申請者が確かに35%というものが国の施策として低いのかということなんですけれども、実際にはこのような状況で、今回申込み等が終わったというような状況ですので、この辺り、すみませんが、御理解いただきたいと思います。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 14ページのこども園の給食費が増えたということで、無償化になったので2号が増えたのかなと思うんですけれども、保育料が無料になったのに給食費だけをそこから取り出して徴収するのは、真の無償化にはなっていないと思うんですけど。

○副委員長（鎌田鷹介君） それは国の施策ですよ。

○委員（中川和子君） そうです、国の施策ですけどね。でも、町として給食費のそういった分は、当町としてやっていけるんじゃないかなと思ったんですけど、いかがですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、町としましては国の基準どおりの無償化について取組のほうをさせていただいておりますので、国の基準からしますと、副食費等は今回の無償化の対象外というふうに示されておりますので、基準どおりに無償化のほうの取組をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） 先ほどのGIGAスクールの話なんですけれども、小学校も中学校もあそこは指定避難所になっていて、LAN設備ってあったと思うんですけれども。何か違うんですか、GIGAスクールで使うものは。

○教育課長（伊藤正典君） 既に校内LANについては今タブレットを使っていますね。もともと校内LANもあります。避難設備のいわゆるBWAの電波も確かに小学校は体育館、中学校は校舎のほうに張ってありますけれども、もともとGIGAスクールというのが、1人1台の端末を使っているいろんなことをできるようにということで、かなりの容量が要ると。国は最終的には各学校10ギガのものを使えるように整備していこうということで考えておりますので、それでいきますと、今あるLAN設備につきましては変えていく必要があるということで考えておりますので、今回の補正に、まずはLAN設備の工事費を上げさせていただいたということになります。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんようなので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第3号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（村上 強君） 補正予算書の80ページを御覧ください。

議案第3号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正につきまして規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,743万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,847万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、81ページ、82ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、1款国民健康保険料から9款諸収入までの4つの款とそれに付随する4の項において、歳出では、2款保険給付費から10款予備費までの3つの款とそれに付随する3つの項において、それぞれ1,743万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8億5,847万5,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

84ページ、85ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険料では、1,174万7,000円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険料では、16万6,000円を減額するものでございます。本年度の収納見込み実績により、全体で1,191万3,000円減額し、保険料総額を1億8,750万7,000円と見込むものでございます。

次に、5款1項1目保険給付費等交付金では、1,786万1,000円増額し、5億8,799万8,000円とするものでございます。1節普通交付金では、国保広域化により保険給付費全額を県から受け入れる科目であり、歳出補正額の保険給付費増額分を計上するものでございます。また、2節特別交付金では、県繰入金が増額したことから精査を行うものであります。

次に、7款1項1目一般会計繰入金では、964万9,000円増額し、6,516万9,000円とするものでございます。保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金の確定によ

る増額と、次のページをお開きください。国保会計の財源を補う一般会計繰入金の増額を行うものでございます。

次に、9款4項1目一般被保険者第三者納付金では、35万5,000円を増額し、35万6,000円とするもので、交通事故による保険給付費分損害賠償金の受入れでございませう。

また、8目雑入では、148万1,000円を増額し、148万2,000円とするもので、平成30年度国民健康保険事業費納付金において、退職被保険者分の精算額の受入れでございませう。

次に、歳出でございませう。

90ページ、91ページの事項別明細書により説明させていただきます。

まず、2款1項1目一般被保険者療養給付費では、本年度の医療費の伸びから年間医療費を推計し、1,884万8,000円の増額を見込み、1項療養諸費で総額4億9,694万1,000円と見込むものでございませう。

次に、6款1項特定健康審査等事業費では、100万円減額し、857万5,000円とするもので、特定健診委託料において、実績見込みにより精査するものでございませう。

次に、10款予備費では、41万5,000円減額し、188万6,000円とするものであり、この金額をもって歳出予算の補正額を調整するものでございませう。

以上が令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩にいたします。次は10時半開会でお願ひいたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○副委員長（鎌田鷹介君） 休憩を解き、委員会に戻します。

事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言をお願ひいたします。

○委員（中川和子君） 85ページの保険料が1,191万3,000円の減額になっている要因と、それから、91ページの特定健康診査事業費の100万円の減額の要因を知りたいんですが。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） まず、84ページ、85ページの保険料が減額となった要因は、本算定後、被保険者が70名ほど少なくなったということで、その関係で保険料が減額となったものでございませう。

もう一つの、次、歳出のほうの保健事業のほうについては、村上のほうから説明させていただきます。

○住民課長補佐（村上 強君） 90ページの6款1項1目特定健康診査等事業費の委託

料の減につきましては、当初予算時の健診の見込みを受診率50%で計画しておりまして、その関係で、実際を受診率40%前半で例年推移するものですから、その差額分の減でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（多賀晶子君） では、92ページを御覧ください。

議案第4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をいたします。

議案4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,992万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次のページをお開きください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料と3款繰入金の2つの款、それに付随する2つの項において、歳出では、1款総務費と2款後期高齢者医療広域連合納付金の2つの款とそれに付随する2つの項において、それぞれ382万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億3,992万円とするものでございます。

96、97ページをおめくりください。

まず、歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、本年度の収納見込額により補正させていただくものであり、保険料総額で304万8,000円を減額し、5,799万3,000円とするものでございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、広域連合事務費負担金の確定により47万円を減額し、1,078万9,000円とし、2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の確定により115万2,000円を減額し、1,209万円とし、

3目療養給付費繰入金は、前年度療養給付費の精算により84万2,000円を増額し、5,735万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

100ページ、101ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、システム委託料の確定により12万1,000円を減額し、447万3,000円とするものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、370万7,000円を減額し、1億3,262万8,000円とするものでございます。内訳は説明欄記載のとおりでございます。

以上で令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 96、97の保険料の減額見込み等によりましたが、推計がどのように変わっていったのかを教えてくださいたいと思います。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） 96ページの保険料の減額の件ですけど、後期高齢は人数は増えておるわけなんですけど、前、本算定のときに1人当たりの所得を高く見込んだところがありまして、その後、入ってきた人が所得が下がったということで減額となったことが要因でございます。お願いします。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第5号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第5号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

102ページを御覧ください。

議案第5号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,035万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、103ページ、104ページ、お願いします。

第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、第1款介護保険料から第8款繰入金までの6款8項において、また、歳出では、第1款総務費から次のページの8款予備費までの5款11項において、それぞれ35万円を減額し、補正後予算額5億2,035万円とするものでございます。

106ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお目通しいただきたいと思えます。

107ページ、108ページを御覧ください。

歳入について説明させていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、80万3,000円を追加し、1億2,970万2,000円とするものであり、65歳以上の第1号被保険者数2,004人を見込んでおります。本算定後において、特別徴収保険料の対象者は26名の減、普通徴収保険料の対象者は16名の増であり、前年度の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の徴収額の見直しを行い、滞納繰越分については過年度保険料の徴収額を見込み、既決予算額の精査による増額補正となりました。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、69万円追加、2項国庫補助金、1目調整交付金では251万4,000円減額、2目地域支援事業交付金では30万円追加、3目地域支援事業交付金では153万4,000円追加、7目保険者機能強化推進交付金では76万3,000円を追加するものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、42万9,000円を追加、2目地域支援事業交付金では、40万5,000円を追加させていただくものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

109ページ、110ページを御覧ください。

6款県支出金、7款財産収入については、交付見込額が確定したことで既決予算額を精査させていただくものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、56万3,000円を追加、2目地域支援事業繰入金では、28万5,000円を追加、3目地域支援事業繰入金では、83万7,000円を追加、6目その他一般会計繰入金では522万6,000円を減額するものでございます。本年度の町負担分が確定したことで、既決予算額を精査

させていただきますのでございます。

次に、113、114ページの歳出予算事項別明細書をお目通しいただきたいと思っております。

115、116ページを御覧ください。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査費では、68万2,000円を減額し、390万6,000円とするものでございます。主に桑名介護認定審査会共同設置負担金の確定により、不用額を減額補正させていただきますのでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、763万6,000円を追加し、1億4,501万8,000円とするものでございます。主に通所介護利用増により約240万円増、短期入所・生活介護利用増により約180万円の増により、追加補正させていただきますのでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、146万9,137円を追加し、5,076万1,000円とするものでございます。主に通所介護利用増により約37万円、認知症対応型共同生活利用増により100万円の増により、追加補正させていただきますのでございます。

3目施設介護サービス給付費では、1,038万5,000円を減額し、2億1,596万7,000円とするものでございます。主に特別養護老人ホーム利用減により約390万円の減、老人保健施設利用減により約490万円の減、介護療養型医療施設利用減により約195万円の減により、減額補正させていただきますのでございます。

117ページ、118ページを御覧ください。

6目居宅介護サービス計画給付費では、106万円を追加し、1,412万8,000円とするものでございます。本年度実績及び推計により、計画給付費を追加補正させていただきますのでございます。

119、120ページを御覧ください。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では、127万8,000円を追加し、2,461万円とするものでございます。低所得者の施設利用者の居住費及び食費の限度額超過分に係る経費を追加補正させていただきますのでございます。

121、122ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では、41万7,000円を減額し、1,008万1,000円とするものでございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業では、3万9,000円を減額し、135万3,000円とするものでございます。

123、124ページを御覧ください。

3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、14万4,000円を減額し、13万2,000円とするものでございます。

9目認知症総合支援事業費では、8万4,000円を減額し、7万2,000円とするものでございます。

125、126ページを御覧ください。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、財源振替をするものでございます。

8款1項1目予備費では、56万8,000円を減額し、220万6,000円とするものでございます。この金額をもって歳出予算を調整させていただくものでございます。

以上で令和元年度桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 108ページの介護保険料のところですが、今後の見込み数を出していただいているんですけど、9月の本算定のときには、特徴のほうが上がって普通のほうが下がっていたんですけど、そのときに95.8と4.2%という割合になっていたんですけど、今後はどのようなパーセンテージになるのかを教えてくださいたいのと、それから、116ページの施設介護サービス給付費が1,038万5,000円の減額で、それで、特養などの利用者の減によると言われましたが、どのようなものが利用減につながったのかを教えてくださいたいのと、それから、124ページの包括的支援事業・任意事業費ですが、5目から8目までが全部財源振替になっているんですけど、その訳を教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、108ページをお願いしたいと思います。

108ページの保険料なんですけれども、当初予算ではもともと仮算定でしたので、95%と5%というような割合で説明のほうをさせていただいていたんですけど、9月の本算定時には実際の特徴の人数、特徴の人数というのが確定したことがあって、それ以降で、9月補正から今回の3月補正については、特別徴収につきましては26人の方が減っています。その理由としましては、確定申告によって特別徴収だった方が普通徴収のほうへ変更されたということと亡くなられた方がみえて、26人減ったということです。9月の補正の段階から減った数です。

普通徴収につきましては、16人の方が増えました。増えた理由としましては、今、確定申告で減った人がこちらの普通徴収のほうへ移行されたという方と、あとは、65歳に到達された方がみえたものですから、みえた分の方を両方合わせて16名が増えたので、今回は特別徴収が減額で、普通徴収のほうが増額となったというような補正の理由でございます。

次に、施設の介護のサービス給付費でございますが、まず、特別養護老人ホームにつきまして、人数的には令和元年の8月から比べると、今の利用状況としては実際には1人増えているんです。人数としては増えているんですけども、利用の実日数が減っています。実日数が減っていることによって、対象者は減ったんですが、利用の実日数が増えたことによりまして、390万ほどですか、減額ということで今回補正させていただくと、老健のほうにつきましては32人から29人に減ったということで、約490万円ほど減額というのと、あと、介護の療養型の施設につきましても3人から2人に減ったということで、約190万円ほどの減額のほうをさせていただいております。

124ページのほうの財源振替のほうなんですけど、包括的支援事業の任意事業の関係の主な要因としましては、国県のほうの支出金のほうで、特例上限枠というのが補助金のほうの対象で新しく今回認められることになったものですから、国と県の補助金が増えました。増えたことによって今回、包括的支援事業の内容を財源振替させていただくという内容でございます。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 数字だけのことですが、9月の本算定のときに、当初予算は90と10って見積もっていたと言われたんですけど、今、95と5と言われたので、どっちが正しいのかなというのと、あと、施設の利用減は分かっているんですけど、退所されて居宅介護に移られたのか、亡くなられたとか、ほかのところに行かれたとか、そういう関係を知りたかったんですけど。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、先ほどの108ページの保険料の関係なんですけど、当初予算で見込んでいたのは確かに90%、10%で、特別徴収と普通徴収の割合を当初予算では割合で計上しておりましたが、9月の本算定時においては実際の対象者の人数で特別徴収と普通徴収を割り振った段階では、そのときには実際には95%、5%という割合になったという説明をさせていただいたかと思います。今回につきましては、実際に本算定後、割合というよりも実人数で賦課の増減を確認した上で、今回3月補正をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

それから、次に、116ページの先ほどの施設介護サービス給付費につきましては、今回1,000万の減額をさせていただいているんですけども、高齢化率は伸びている状況にはあるんですけど、施設のほうの入所者については、今現状の傾向としましては、入所者は落ち着いてきているのかなということで、最初ももとの当初の予算は平成30年度まではずっと施設入所者は増えていたものですから、その割合に基づいて割増しの率で当初予算を予算計上していたんですけども、今傾向としては落ち着いてきているので、伸び率まではいかずに推計したところ、今回1,000万円の減額となりました。

それに基づいてという訳ではないですが、傾向的には、先ほど確かに言われたように、

居宅介護サービスとかが、通所とか訪問のほうとか、そういう介護のほうが増えている傾向にはある状況かと思いますが、これがなぜと言われると答えづらいんですけども、傾向的には確かに在宅の介護のほうが増えてきていて、施設のほうの入所者は落ち着いてきている状況なのかなというふうに見受けられる状況でございます。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 介護保険も20年たっているんですけど、本来ならというか、今、介護施設も重度の要介護3以上の方しか入れないという状況や、それから、お金の問題もあって自宅にいななければならないという状況も出てきているのかなとは思いますが、その辺りのことはよく分かりませんか。

それと、今、入所は落ち着いてきているということですけど、待機者の方はいらっしゃいませんか。

○福祉健康課長（松本 大君） 今、施設の入所について、待機等はないというふうにお聞きしているのと、先ほど施設入所は、特養は要介護3ですけど、老健とかは要介護1から入所のほうはできる状況でございます。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第14号を御覧ください。

議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得について見直しをされたため、本条例を改正するものである。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、改正の条例本文でございます。

説明は、その次のページの新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表のま
ず3分の1ページを御覧ください。

左が現行、右が改正案となっております。

まず、保険料の基礎賦課限度額の第16条の6でございますが、国民健康保険法施行例
の改正により基礎賦課限度額が2万円引き上げられましたので、61万円を63万円とす
るものでございます。次の介護納付金賦課限度額の第16条の12につきましても1万円
引き上げられましたので、16万円を17万円とするものでございます。いずれも中間所
得者層保険料の負担軽減を図るものでございます。

次に、保険料の軽減の第23条でございます。

まず、軽減額につきましても基礎賦課限度額を超えることはできませんので、基礎賦課
限度額と同様に、61万円を63万円に改正するものでございます。

次に、(2)の5割軽減世帯への軽減判定所得額については、加入者1人当たりの加算
額を28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。

また、次のページの(3)につきましては、2割軽減世帯への軽減判定所得でございま
すが、加入者1人当たりの加算額を51万円から52万円に引き上げるもので、これによ
り低所得者の負担軽減の拡充を図るものでございます。

最後に、3分の3ページでございますが、3の後期高齢者支援金等賦課限度額の減額と、
4の介護納付金賦課限度額の減額につきましては、基礎賦課限度額金額との読み換え規定
となっておりますので、基となる基礎賦課限度額を61万円から63万円に改正するもの
と、介護納付金賦課限度額においては16万円から17万円に改正するものでございま
す。

ただし、後期高齢者支援金等賦課限度額の19万円は変わっておりませんので、全体の
賦課限度額といたしましては、前年度より全額で3万円引上げの96万円から99万円と
なるものでございます。

それでは、前のページに戻っていただきまして、改正条例の本文に戻っていただきまし
て、条文の最後のところの附則でございます。

施行期日として、1、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、2の経過措置では、この条例は令和2年度以降の保険料により適用することから、
令和元年度以前の分については、なお従前の例によると規定したものでございます。

以上が木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でござい
ます。よろしくお願いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発
言ください。

○委員（中川和子君） 基礎賦課限度額の引上げについてはいつも中間所得者層の負担軽
減ということを言われるんですが、中間所得者層というのはどれぐらいの金額に当たるん
ですか。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） 資料で、『国保実務』というのが社会保険実務研究所から出ているんですが、その中で、中間所得者層に位置づけられるというのが中心的に年収400万円というふうに書いてあります。今回3万円を引き上げることによって、引き上げない場合だと年収400万の世帯は31万2,000円というものが、これを引き上げることによって31万円になるということで、2,000円安くなるということがこの資料に載っておりますので、その辺りが中間所得者層ということで記載されておりますので、それらのことをございますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） あと、低所得者の負担軽減、低所得者といったものはどの辺りなのかというのと、あと、高額所得者の方に関しては、これは影響があるのかないのか、いかがでしょうか。

○住民課長（山田克己君） まず、最後の高額所得というのは、今回引上げということで、またこの資料に行きますと、年収で今までは1,090万円ぐらいの方が高額所得というか、限度額以上の方というふうになっておりましたが、今回引き上げることによって、年収が1,120万円という方が高額所得というか、限度額の高額所得になっていくということをございます。

低所得というのは、先ほど説明しましたけど、住民税の33万円の1人当たりの基礎控除額がありますが、それ以下の人が低所得者になりまして、それが7割軽減となります。

あと、今説明させてもらった5割・7割軽減という人は、そこに家族の人がいる場合、それに加算額がありますので、それが今説明した28万5,000円とか52万円の方がその額を足した方の所得以下の方が低所得者という方になりますので、その範囲となりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 1ページをお願いしたいと思います。

議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算の所管部分について説明

させていただきます。

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。中段ぐらいからです。

じゃ、歳入について説明させていただきます。

それでは、説明させていただきます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、本年度予算額1,320万5,000円、対前年比586万5,000円減額するものでございます。減額の主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料負担金の減額であり、3号認定子ども47人分を予算計上しております。

18ページ、19ページをお願いします。

2目衛生費負担金では、本年度予算額85万2,000円、対前年比18万5,000円増額するものでございます。養育医療自己負担金、各種教室及び健診に係る利用者負担金でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 4目教育費負担金で、1,806万6,000円を計上しております。社会教育負担金では、11の公民館講座、学校給食費負担金では、小学校児童252名、中学校生徒168名、教職員等48名と非常勤講師の年間の負担見込額を計上したものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 13款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料は、本年度予算額5万8,000円、対前年比2万8,000円増額するものでございます。福祉センターの使用料でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、2目の衛生使用料では、本年度37万6,000円でございます。火葬場使用料及び火葬場待合室使用料について、前年度実績に基づき予算計上しております。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 5目教育使用料で、44万7,000円を計上しております。例年ベースでの予算配置としております。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、20ページ、21ページの2項手数料、2目の衛生手数料では、本年度491万4,000円でございます。塵芥処理手数料から22ページ、23ページの火葬済み証明書手数料につきましては、前年の実績から令和2年度見込みを計上するものであり、内容は説明欄記載のとおりでございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、本年度1億1,162万5,000円でございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金でございますが、国保

保険料の軽減に係る国の支援金であり、算出されました保険者支援分の2分の1を見込んだものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、3節の主に障がい者自立支援給付費等国庫負担金では、障がい者の医療・福祉サービス、補装具等の給付に対する国庫補助で、2分の1の補助でございます。

24ページ、25ページへお願いします。

2目衛生費国庫負担金は、本年度予算額18万円、対前年と同額でございます。母子保健衛生費国庫負担金としまして、未熟児の入院治療分に対する国庫補助金で、2分の1補助でございます。

2項国庫補助金の1目民生費国庫補助金は、本年度予算額1,366万4,000円で、対前年比399万8,000円増額するものでございます。1節の障がい者自立支援給付費等国庫補助金では、地域生活支援事業補助金として、障がい者の相談事業及び日常生活用具の給付に対する国庫補助金であり、増額の主な要因は、令和2年度から障がい者相談事業を社会福祉協議会への委託業務から、町直営化による出向職員1名分を相談事業に転換したことにより増額となっております。

2目衛生費国庫補助金は、本年度予算額128万9,000円、対前年比5万5,000円減額するものでございます。3節の保健衛生費国庫補助金としまして、風疹予防接種の必要性を確認するため、一定期間に出生した男性を対象に実施する抗体検査費用に係る補助金でございます。2分の1補助でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 3目教育費国庫補助金で、42万4,000円を計上しております。特別支援教育就学奨励費補助金としては、学用品等の補助金を繰入れ、理科教育設備整備等補助金では、理科備品の整備に対する補助金を受け入れるものでございます。なお、補助率はそれぞれ2分の1でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、26ページ、27ページでございます。

3項1目民生費委託金では、本年度174万5,000円でございます。住民課所管では国民年金事務委託金でございますが、国民年金事務に要する人件費と物件費、協力連携費相当額を交付金として受け入れるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、2節の児童福祉費委託金としまして、特別児童扶養手当事務取扱交付金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、2節の国保基盤安定負担金でございますが、

国保事業の支援及び保険料の軽減に係る県の助成金として、保険者支援分の4分の1、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものであり、前年度比較で195万9,000円の増額でございます。また、8節の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金では、後期高齢の保険料の軽減に係る県の助成金として、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものであり、前年度比較で68万円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 15款の県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、本年度予算額6,854万3,000円、対前年比で849万8,000円増額するものでございます。福祉健康課所管としましては、4節の障がい者自立支援給付費等県負担金としまして、障がい者自立支援給付費等の負担金としまして、障がい者の医療・福祉サービス、補装具等の給付に対する県補助金で、4分の1の補助でございます。

続きまして、2目衛生費県負担金としまして、本年度予算額24万円で、対前年比17万5,000円減額するものでございます。1節の保健事業費の負担金としまして、特定不妊治療負担金、養育医療費給付事業県負担金に係る負担金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次、28ページ、29ページでございます。

2項1目の民生費県補助金では、本年度2,835万6,000円でございます。住民課所管では、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金などの福祉医療費に係る県対象分の補助金を受け入れるものであり、福祉医療費総額で1,699万3,000円と見込み、前年度比較で51万2,000円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、9節の障がい者自立支援給付費等の県補助金で、地域生活支援事業補助金としまして、障がい者の相談事業及び日常生活用具の給付に対する県補助金で、4分の1の補助でございます。

2目衛生費県補助金としまして、本年度予算額129万9,000円、対前年比4万9,000円増額するものでございます。3節の保健事業補助金としまして、健康増進事業補助金では、健康診断及び健康教育などに係る補助金、地域自殺対策事業補助金では、法律相談、カウンセリング、心の健康教室などの補助金でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） ページをめくっていただきまして、7目教育費県補助金で、45万円を計上しております。ホリデー教室や土曜チャレンジ事業、こども未来塾等に係る補助金を受け入れるもので、補助率はそれぞれ最大で3分の2でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項の委託金、2目民生費委託金では、本年度156

万円でございます。人権啓発活動活性化事業委託金として、人権講演会などの啓発事業費を受け入れるものでございます。

次の3目の衛生費委託金では、本年度1万円でございます。人口動態調査事業交付金として、人口動態調査票の作成事務費を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、飛んでいただきまして、34ページ、35ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、7目夢とふれあい教育基金繰入金で、240万円を計上しております。歳出における就学奨学金の貸付事業に要する経費を予定するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 36ページ、37ページをお願いします。

20款諸収入、1項1目雑入は、本年度予算額1,631万6,000円、対前年比39万円増額するものでございます。福祉健康課所管としまして、2節の過年度収入としまして、過年度国庫負担金収入及び過年度県負担金収入では、追加交付を受け入れるものでございます。3節の雑入の福祉健康課所管としては、38ページ、39ページをお願いしたいと思います。枠の中の一番下の令和2年度から障がい者相談事業の直営化に伴う障がい者、障がい児の計画相談の支援の収入としまして、141万7,000円を受け入れるものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の雑入といたしましては、39ページの一番上の資源ごみ売却手数料として、回収業者からの売却益を受け入れるものと、また、7行目の火葬場水道使用料としては、源緑輪中地区により墓地の水道使用料をそれぞれ受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 教育委員会所管といたしましては、39ページの上から5つ目、太陽光発電電力の販売料、小学校の上にあるソーラーですが、1万8,000円を受け入れるものでございます。

続きまして、5項1目貸付金元利収入で、140万円を計上しております。夢とふれあい教育基金貸付金の返還として、11名分の償還を予定したものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。

82ページ、83ページをお願いします。

下のほうのところからです。民生費からお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費としまして、本年度予算額3億5,

039万円とするものでございます。増額の主な要因は、工事請負費の社会福祉施設改修工事の費用でございます。

86ページ、87ページをお願いします。

福祉健康課所管としましては、12節の委託料の設計・施工監理委託料としまして、87ページの上の部分なんです、その施工監理の委託料としまして、社会福祉施設の改修工事に係る監理委託料に要する経費を計上しております。

次に、14節の工事請負費の改修工事としまして、旧南部幼稚園・保育園の施設を社会福祉施設として改修する工事に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、82ページ、83ページの右の端の説明欄のところの2つ目でございますが、福祉医療事業と、次のページの85ページの右端の説明欄のところの人権啓発事業と国民健康保険事業、後期高齢者医療事業に要する経費を計上しております。主なものといたしましては、給料などの職員3名分の人件費や、12節の委託料では、システム等改修委託料の291万5,000円は福祉医療事業に係る県外現物給付の電算改修委託料のほか、人権啓発活動活性化事業委託料は人権講演会の委託料、86ページ、87ページの18節の負担金、補助及び交付金では、上から7つ目の三重県後期高齢者医療広域連合負担金は広域連合への運営負担金であり、負担根拠は均等割10%、人口割45%、高齢者人口割が45%でございます。

89ページに行ってくださいまして、27節の繰出金では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金であり、その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2目社会福祉施設費としまして、本年度予算額3,743万8,000円でございます。

90ページ、91ページをお願いします。

10節の福祉教育センター、輪心乃里及び社会福祉施設の施設管理に要する経費を計上のほうをさせていただいております。

3目の老人福祉費としましては、本年度予算額9,503万8,000円でございます。

92ページ、93ページをお願いします。

12節の委託料としましては、主に上から2行目の保守委託料としまして、要援護者台帳システムに要する経費、下から3行目の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料は、令和3年度から令和5年度までの計画期間であります第8期の計画策定に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、95ページの18節負担金、補助及び交付金の一番下のところの長寿医療健康診査費用助成金では、後期高齢者に対する特定健診の

自己負担額の助成ですが、20万円を計上し、対象者は417名分を見込むものでございます。

次に、96ページ、97ページの5目の国民年金費では、本年度903万2,000円でございます。この科目では、国民年金事務に要する経費を計上しており、主なものは職員1名分の人件費などでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費としまして、本年度予算額1億4,676万円でございます。

98ページ、99ページをお願いします。

18節の負担金、補助及び交付金としまして、主に令和2年度から直営化により障がい者相談支援事業負担金としまして、社会福祉協議会からの出向職員1名分の人件費に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

100ページ、101ページをお願いします。

主に上から6行目の自立支援給付費としまして、介護給付費、訓練等給付、相談支援給付、障がい児の通所給付などに要する経費でありまして、就労継続支援B型、就労移行支援、放課後等デイサービスに係る費用が大きく増加しておりますことから、予算計上もさせていただきます。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、97ページに戻っていただきまして、11節の役務費の証明料は、障がい者福祉医療の証明料で47万3,000円、次、99ページの19節の扶助費では、障がい者医療費助成金の一般障がい者の県対象分と町対象分、次のページの101ページは、65歳以上重度障がい者医療費助成金の県対象分と町対象分を計上しており、前年度比較で全体で64万5,000円の減となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費としまして、本年度予算額1,710万1,000円でございます。

102ページ、103ページをお願いします。

7節の報償費としましては、子ども相談センターのカウンセリング、臨床心理士、妊産婦歯科検診、音楽療法、言語療法等の従事者への謝礼及び講演会の講師料に要する経費を計上しております。

104ページ、105ページをお願いします。

19節の扶助費としまして、すこやか赤ちゃん出産祝金7名分に要する経費、児童手当及び子ども手当費593名分に要する経費を計上しております。

106ページ、107ページをお願いします。

3目の母子福祉費としまして、本年度予算額294万7,000円でございます。7節

の報償費としまして、母子、父子の家庭児童の生徒慰問費に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、105ページに戻っていただきまして、11節の役務費の証明料は、子ども医療費の証明料で132万円、19節の扶助費では、子ども医療費助成金の県対象分と町対象分を計上しており、前年度比較で子ども医療費全体で55万5,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 106ページ、107ページへお願いします。

5目こども園費としまして、本年度予算額1億2,981万5,000円でございます。

108ページ、109ページへお願いします。

10節の需用費としましては、給食費では、給食の主食費及び材料費、おやつ代に要する経費でありまして、その他は園の運営に必要な経費を計上しております。

112ページ、113ページをお願いします。

6目学童保育費としまして、本年度予算額528万9,000円でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の母子福祉費、107ページのところでございますが、3目の母子福祉費のところ住民課所管の部分は、役務費の証明料はひとり親家庭等の福祉医療費の証明料と、その下の扶助費においてはひとり親家庭等医療費の助成金を計上しており、前年度比較で4,000円の増となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、112ページ、113ページをお願いします。

先ほどの学童保育費のところなんですけど、12節の委託料としましては、事業の委託料は、学童保育所クローバーへの運営委託に要する経費を計上させていただいております。

3項1目災害救助費としまして、本年度予算額5万円でございます。24節積立金としまして、災害救助の積立金の利息分の積立てに要する費用を計上しております。

14ページ、15ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費としまして、本年度予算額5,191万6,000円でございます。1節報酬としましては、主に会計年度任用職員報酬の管理栄養士の育児休暇に伴う臨時管理栄養士の報酬に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

116ページ、117ページへお願いします。

主なものとしましては、桑名市の応急診療所の運営及び救急当番対応の病院群輪番制など医療体制の確保、充実のための負担金、海南病院の施設整備補助金及び救命救急センター運営補助金で、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

2目保健施設費としまして、本年度予算額140万8,000円でございます。保健セ

センターの運営に必要な経費を計上しております。

118ページ、119ページをお願いします。

3目の予防費としまして、今年度予算額1,220万円でございます。10節の需用費としましては、救急箱内の医薬品、感染防止対策用の消毒液、新型インフルエンザ用マスクなど、必要な消耗品の購入に要する経費を計上しております。

4目母子保健衛生事業費としまして、本年度予算額884万8,000円でございます。

120ページ、121ページへをお願いします。

5目の成人等保健事業費としまして、本年度予算額1,154万6,000円でございます。

122、123ページをお願いします。

12節の委託料としまして、主にかん検診委託料は、医療機関及び検診センターの検診に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりです。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目の環境衛生費では、本年度608万7,000円でございます。この科目では、畜犬管理事業、火葬場運営事業、グリーンカーテン事業及び家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費を計上しております。主なものとしたしましては、125ページに行きまして、12節の委託料では火葬業務委託料や、18節負担金、補助及び交付金では、127ページに行きますが、家庭用新エネルギー等普及支援事業補助金などでありまして、その他は説明欄記載のとおりでございます。

なお、グリーンカーテン事業のゴーヤ苗木の配布につきましては好評につき今までどおり配布の予定をしておりますが、資材購入補助金については、要綱施行から10年近くがたち近年申請件数も少なくなったことから、事業効果はあったと考え令和元年度をもって廃止とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2項の衛生費、1目し尿処理費では、本年度359万5,000円でございます。この科目では、桑名・員弁広域連合への構成自治体負担金を負担しております。負担金につきましては、し尿処理施設への当町の負担金で、管理運営費及び施設建設費の公債費償還分でございます。

次に、2目の塵芥処理費では、本年度1億458万6,000円でございます。この科目では、職員2名分の人件費と町のごみ処理に係る経費を計上しております。主なものとしたしましては、報酬では、ごみリサイクル等推進協議会委員報酬として2回分を計上。128ページ、129ページの報償費では、資源ごみ回収事業地区報償金を計上しております。需用費の消耗品では紙袋の購入代、委託料では、ごみ収集委託料及び資源ごみ収集委託料の計上、130ページ、131ページの備品購入費では、集じん箱2基分の購入費と、新たに資源ごみの回収用備品として、126万5,000円は地区の資源ごみ回収時に使用するフレコン、資源ごみを入れる大きな網袋のことでございますが、一部古くなり

穴が空いてきたことから、100枚交換するものでございます。

次の負担金、補助及び交付金は、桑名広域清掃事業組合負担金などを計上しており、そのほかは説明欄記載のとおりでございます。なお、この科目の大きな減額要因は、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設が昨年12月に完成したことから、建設費分担金が大きく減額となったものでございます。

次に、3項1目公害対策費では、本年度89万6,000円でございます。この科目では、環境及び公害対策に要する経費を計上しております。主なものとしたしましては、報酬では、環境審議会委員、講師として2回分を計上、委託料では毎年定期的に行う振動・騒音調査の委託料、132ページ、133ページは、負担金、補助及び交付金では、広域連合への広域環境基本計画に係る負担金であり、その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 170ページへおめくりください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で、予算額110万2,000円を計上しております。この科目では、教育委員4名、学校運営協議会委員14名の報酬のほか、教育委員会に関連する経常経費を計上しております。

2目事務局費で、9,339万3,000円を計上しております。増額の主な要因は、人事関連に伴いました職員の人件費と、公共施設長寿命化計画の策定を計上したことによるものでございます。この科目では、教育委員会事務局の職員等の人件費のほか、各学校で区別しない経常的な予算を計上しております。会計年度任用職員報酬では、社会教育補助職員、英語の非常勤講師をそれぞれ1人ずつ雇い入れております。

ページをめくっていただきまして、需用費では、第2期木曾岬町教育振興基本計画の印刷費を計上しております。委託料では、学校施設において公共施設長寿命化計画作成に係る業務委託に係る経費を計上しております。

ページを2枚めくっていただきまして、176、177でございます。

備品購入費では、貸出用の補聴器用のワイヤレスマイクの購入、負担金、補助及び交付金におきましては、令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択に関する予算を配置し、その他、説明欄記載のとおりでございます。

ページ、めくっていただきまして、積立金につきましては、夢とふれあい教育基金を貸付けしている10名の方から返還金の積立てを予定するものでございます。

下段、4目森林環境教育事業費で、113万3,000円を計上しております。この科目では、平成31年度から森と緑の県民税市町交付金の財源を活用し、木曾岬中学校1年生が木曾川の源流である長野県木祖村を訪れ、自然体験等に係る費用を計上しているものでございます。

項、変わりまして、2項小学校費、1目学校管理費で、予算額4,002万1,000

円を計上しております。この科目では、学校における管理費等、経常的なものを計上しております。報酬では、会計年度任用職員12名の配置を予定しております。

ページをめくっていただきまして、需用費の修繕料では、昇降口などの雨漏りに関する修繕費を計上しております。役務費の手数料では、高圧電気設備の変圧器のPCBの含有検査料、また、委託料の業務委託料には、高圧電気設備の変圧器の処分費に関する経費を計上しております。使用料につきましては、教師用タブレット端末の18台のリース料を計上しております。

ページをめくっていただきまして、17節の備品購入費では、ネットワークハードディスク、また、拡大機の更新に関する予算を計上しております。扶助費では、特別支援教育の就学奨励費、対象者6名として、また、ページを渡っていただきまして、準要保護の児童の就学援助費につきましては10名の対象者を見込み、それぞれ予算を計上しております。

2目教育振興費で、予算額728万4,000円を計上しております。この増額の主な要因につきましては、教科書の採択替えに伴う指導書などの入替えによるものでございます。この科目は、児童の教育振興に係る経費、経常的なものを計上しております。需用費では、教科書の採択替えによる教師用の指導書やデジタル教科書の購入費を計上しております。使用料及び賃借料では、児童用のコンピューター機器30台と児童用のタブレット端末53台の経費を計上しております。備品購入費では、理科備品として、顕微鏡などの備品を計上しております。

項が変わりまして、3項中学校費、1目学校管理費で、予算額2,995万円を計上しております。この科目は、学校における管理費等、経常的なものを計上しており、報酬では、会計年度任用職員として7名の配置を予定しております。

ページをめくっていただきまして、需用費では、修繕料にプールのろ過器、また、中学校武道館の換気用の高窓の開閉装置のそれぞれの修繕費用を、また、委託料では、体育館、武道館の清掃経費を計上しております。使用料では、教師用タブレット端末15台のリース料を計上しております。

ページをめくっていただきまして、備品購入費では、ネットワークハードディスク1台と防犯カメラシステムの更新に係る経費をそれぞれ計上しております。

ページをめくっていただきまして、扶助費関係では、準要保護の生徒の就学援助費として8名分を見込み、所要額を計上しております。

2目教育振興費では、予算額541万9,000円を計上しております。この科目では、生徒の教育振興に係る経常的なものを計上しており、使用料及び賃借料では、児童用コンピューター機器35台、児童用タブレット端末57台の経費を配置しております。備品購入費では、理科備品として、生物顕微鏡8台などの費用を計上しております。

項が変わりまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費で、予算額1,048万3,

000円を計上しております。この科目では、社会教育指導員の配置や各種イベントなどの開催に伴う経費や社会教育団体の補助金を計上しており、報酬では、会計年度任用職員として、社会教育指導員ほか4人の配置を予定しております。

ページをめくっていただき、委託料につきましては、町民ホールの舞台のつり物や移動観覧席の保守点検、また、清掃委託料のほか、町民ホールを活用したイベントの開催経費を計上しております。

2目公民館費で、予算額639万1,000円を計上しております。この科目におきましては、公民館講座を初めとした各種公民館事業の運営と施設の維持管理に要する経費を計上しております。

ページをめくっていただきまして、12節の委託料では北部公民館の管理委託経費、また、工事請負費では、インターネット回線の改修費を計上しているほか、例年並みの予算を計上しております。

ページをめくっていただきまして、3目の文化資料館費では、予算額58万8,000円としております。この科目では、文化資料館の維持管理に係る経常的な経費を計上しており、各費目においては昨年と同様の予算を計上しております。

下段、4目文化推進費では、予算額26万3,000円としております。この科目は、文化財保護や国際交流、文化推進施策に係る経費を計上しております。詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

下段、5目の図書館費では、予算額1,580万9,000円としております。この科目は、町立図書館に係る各種サービスや維持管理に関する経費を計上しており、委託料では、司書1名の配置と運営支援に係る業務委託の経費を計上し、使用料関係では、書籍の情報や貸出し、予約などの利用者管理などを行う図書館の管理システムのリース料、また、備品購入費では、一般図書と児童図書、合わせて約2,000冊の購入経費を計上しております。

ページをめくっていただきまして、項、変わりまして、6項の保健体育費、1目保健体育総務費で、予算額990万8,000円としております。この科目では、運動を通じた健康づくり、軽スポーツの普及など、社会体育事業に関する経費、また、社会体育団体に対する補助金などを計上しております。報酬から役務費につきましては、特に大きな変更点はなく、詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

ページ、めくっていただきまして、委託料につきましては、美し国三重市町対抗駅伝に係る運営委託、また、体育系の町民講座に対する所要額を計上しております。負担金、補助金関係におきましては、下段の体育協会、また、スポーツ少年団、ページをめくっていただきまして、きそさきAZクラブなどの補助金など、各種補助金を計上してございます。

2目保健体育施設費で、予算額1,804万5,000円としております。この科目では、体育施設の維持管理に要する経費や町の体育館の施設管理などを計上しております。

需用費では、光熱水費の実績により予算を減額しております。工事請負費では、体育館のアリーナの修繕の経費を計上、また、備品購入費では、体育館の各備品の更新に伴う予算を計上しております。

ページ、めくっていただきまして、3目学校給食費で、予算額5,850万1,000円を計上しております。この科目では、児童生徒や教職員に提供する給食の調理に係る経費を計上しております。報酬では、会計年度任用職員として、調理職員6人の配置を予定しております。

ページをめくっていただきまして、17節の備品購入費におきましては、食洗機、回転釜、ざる置き台などの更新に係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

ここで休憩といたします。休憩時間は午後1時30分までといたします。

午前11時43分休憩

午後 1時30分再開

○副委員長（鎌田鷹介君） 少し早いですけれども、休憩を解き、委員会に戻します。

事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

○委員（中川和子君） まず、37ページの雑収入のところですが、今日の説明にはなかったんですけど、議案説明会のときに、学童保育クローバーからの入金が18万円あるということで、これ、もともとはなかったものだと思うんですけど、何年か前に、一月1万円という割合で12万円、光熱水費だと思うんですけど、出ていたのを、今度18万円に上がったようなんですが、どのような取決めでそのようになったのかというのを伺いたいのと、それから、87ページなんですけど、今回、改修工事が1億4,800万円で計上されておりますが、以前に頂いた予算ですと約2億だったんですね。それが約5,000万の減額になっているんですが、その要因と、それから、町の公共施設長寿命化計画があるんですが。だから、改修工事との関係。南部保育園・幼稚園もかなり古い建物なので、公共施設長寿命化計画の大規模改修の計画の中に入っていると思うんですが、それと今回の工事との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

それから、この前いただいた既存ですとか新事業ともに、ほぼ1階の地域交流室を使用ということになっていて、前に頂いた、2階の子ども食堂だとか、多目的だとか、会議室の使用はほとんどないような形になっているんですが、どのようにしてそのように変わってきたのかなというのを伺いたいと思います。

それから、91ページの委託料ですが、福祉センターの委託料21万8,000円、これ、AZクラブさんに4月と5月分をお願いするというのでこの前伺ったんですが、じゃ、6月からの体制はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、同じ委託料のところですが、昨年まであった介護予防拠点施設管理委託料がなくなっていますが、その関係もなぜなくなったのか、教えていただきたいと思います。

それから、これは所管の教育民生の会計年度職員の任用に当たってですが、これは全体のことになるのでお答えにくいかとは思いますが、所管の部分だけでよろしいんですが、国からの交付税措置額がもう決まってくると思うんですが、実際の期末手当等の経費がどのようになっていて、それが本当に処遇改善になっているのかということをお伺いしたいということ。

○副委員長（鎌田鷹介君） 何ページのことを言ったんですか。

○委員（中川和子君） だから、全体に関わっているんで、教育もあれと。

○副委員長（鎌田鷹介君） これは答えてもらわなくてもええんでしょう。

○委員（中川和子君） はい。

○副委員長（鎌田鷹介君） 今のは。

○委員（中川和子君） 何ですって。

○副委員長（鎌田鷹介君） 全体に関わってくることでということでお聞きしているんですね。

○委員（中川和子君） 教育民生の中に、会計年度任用職員、それぞれの。今まで補助職員だった方がみんな会計年度任用職員になっていらっしゃるんで。例えばこども園だとか、給食センターだとか、図書館だとか、そういうところの職員の関係ですけど。そういう全体のは返答はいただけませんかということと、あと、118、119ページの母子保健衛生事業費ですが、昨年度より334万8,000円の減額になっていますが、その要因を教えてくださいのと、それから、129ページの資源ごみ収集委託料、これ、昨年の予算、それから18年の決算よりもかなり大幅な値上げになっているんですが、その要因を教えてください。

それから、今度、教育費のほうに行くんですけど……。

○副委員長（鎌田鷹介君） 中川委員、これは9個目になるので一旦切ってもらっていいですか。

○委員（中川和子君） 9個目と言われても。だから、別々にやってほしいって言ったんですけど。

○副委員長（鎌田鷹介君） 執行部に答弁を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、37ページからお願いしたいと思います。

37ページの一番下のところに雑収入とあるかと思いますが。ここの雑収入につきましては、学童保育所のクローバーの光熱水費の使用料でございます。確かに以前は月額が1万円です。12か月で12万円という計上だったんですが、実績に基づきまして今回予算計上のほうをさせていただいております。一月当たり1万5,000円で12か月で18万という予算計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、改修工事の87ページの関係です。87ページの工事請負費の件なんですけれども、今回1億4,800万円という予算計上をさせていただいて、以前、議会全員協議会の方では2億円というような御説明をというお話かと思いますが、2億円というお話をさせていただいたときには概算費用をもって費用のほうの説明をさせていただいておりました。

その後、積算のほう、設計、積算を設計業者のほうにさせていただいて、あと、内部協議によりまして精査により1億4,800万円ということで、工事自体の項目は大きく変わっていないんですけれども、設計、積算によりまして1億4,800万円になったということです。

それから、長寿命化計画というようなお話だったんですけれども、確かに南部幼稚園・保育園についても計画の中には入っているんですが、今回、平成3年に建築された南部幼稚園・保育園施設なんですけれども、30年ぐらい経過しているんですが、今回それに当たって改修工事のほうを、今のふれあいサロンの場所と地域交流室と1階の主要なところに関しての改修工事をさせていただくということで、よろしくをお願いします。

それから、1階の地域利用の部屋で、ほとんどの新規の地域交流事業を実施するということでしたけれども、2階の多目的の部屋とか会議室についても、娯楽の関係を2階で実施したりしますので、1階だけの地域交流で事業を実施するというのではなくて、ほかにも事業はありますので、そちらで事業のほうは実施していきたいというふうに考えております。

次に、91ページをお願いしたいと思います。

91ページの委託料の管理委託料で、21万8,000円の内容かと思います。こちらにつきましては、4月、5月でAZクラブさんに委託業務を2か月分しておりまして、6月からに関しましては、地域包括支援センターが福祉教育センターの施設管理及び地域包括支援センターの事業と障がいの相談の事業も実施していくということで、今のAZさんの入っている管理室のほうに地域包括支援センターが6月から移動して施設管理も行っていくということで、2か月分のAZクラブさんの管理委託料を計上させていただいているという状況でございます。

それから、今回、その委託料の中にとまり木の管理の委託料が計上はされていないということなんですけれども、とまり木自体がタチヤさんのほうでの使用をするということになったことから、今回とまり木のほうは委託料がなくなったということで、よろしくをお願いします。

それから、118ページのほうをお願いします。

118ページの母子保健の衛生事業費のところ、334万8,000円の減額ということなんですけれども、減額の主な要因は、特定不妊治療の費用が65万円減額になっていますのと、あと、報償費の臨床心理士の218万3,000円という金額が、臨床心理

士の予算科目を変更したことによりまして、この2つで334万8,000円が減額になっているということが要因でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 先ほどの資源ごみの関係をもう一度、129ページでよかったですね。資源ごみの委託料が。

○委員（中川和子君） 収集委託料が、予算が565万3,000円で、去年の9月の決算ですから、前々年度の決算が556万4,000円だったので、今回すごく上がっているなと思ったんですが、その理由について。

○住民課長（山田克己君） 今回、資源ごみ、3年に1度の契約をしております、今回また改めて3年間が始まるんですが、これは設計額で上がっています。今までは請け負った額で、請負比率70%ぐらいでしたので、かなり今まで安い金額で請け負ってもらっていましたが、今回また新しく3年間契約しますので、これは設計額で上がっているということで、金額はちょっと上がっているということになりますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○副町長（森 清秀君） 委員からお問合わせがありました会計年度職員のことなんですけれども、処遇改正がどの程度なのかというお問合わせなんです、私どもとしては、国の制度にのっとりまして改善を行いましたので、それなりの処遇改善がされておるといふようなふうな認識はさせていただいております。

ただ、内容の詳しいことについては、他の人件費も含めて、総務政策課が所管しておりますので、総務建設常任委員会のほうでまたお答えもさせていただけるとお思いますし、委員のほうからは、一般質問にこの質問の内容は頂いておりますので、そこでも詳しく御説明をさせていただけるかとお思いますので、よろしくお願ひしたいとお思います。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 先ほどの91ページの、今回、介護予防拠点施設管理委託料がなくなっているのは、そこをタチヤさんに使用してもらうという話が出ましたが、この前ちらっと話は出たんですけど、町の公共施設を民間の方に貸し出すときの決まりというのはどこにあるのかなというのが分からなかったのと、それから、5月まで福祉センターはAZクラブに管理委託をお願いしていて、じゃ、6月からAZクラブさんほどのような形になるのかというのをお聞きしたいとお思います。

シルバー人材センターも、今回3月の広報で初めて輪心乃里に移るということもお聞きしたんですけど、そういうところがこちらのほうには何も話がなくて決まっていくのはどうかというのを思っているんですが。

○副委員長（鎌田鷹介君） 今審議する内容と違いますので。

○委員（中川和子君） えっ、そうですか。

○副委員長（鎌田鷹介君） はい。

最後の質問に関してはなしでお願いします。

○委員（中川和子君） えっ、どうして。

○副委員長（鎌田鷹介君） どこに書いてあるか分からないと言いましたよね。

○委員（中川和子君） さっき介護予防の91ページのところで。だから、介護予防拠点施設管理委託料がなくなっているのはなぜかって言ったら、タチヤさんが使用するからだって言っていて、じゃ、タチヤさんが使用するということはきちんとこちらは聞いていないので。

○委員（伊藤律雄君） 全員協議会でちゃんと説明されていますよ。

○委員（中川和子君） ちゃんとは説明してもらっていないですよ。そのときに……。

○委員（伊藤律雄君） それは出てきましたよ。

○委員（中川和子君） シルバー人材センターが輪心乃里に……。

○委員（伊藤律雄君） 勝手に行政はそれはできませんですよ、中川さん。

○副委員長（鎌田鷹介君） 委員会でする内容じゃないので。

○委員（中川和子君） でも、出ていないでしたよ。全員協議会で、きちんとした資料として出ていましたか。

6月からのAZクラブさんの体制はどうなるんですかということと、次、教育のほうに行きますが、175ページの業務委託料、こちらに長寿命化計画が出されてきているわけですが、これはどのような計画になっているのでしょうか。

それから、185ページの小学校、これは中学校とも同じですが、準要保護児童の就学援助費が昨年度の予算、それから前々年度の決算に比べて少なく見積もり過ぎではないのかなというのを感じたので、今回なぜこのような予算になったのか、教えていただきたいと思います。

それから、195ページですが、公民館費なんです、昨年までは公民館振興市町連絡協議会負担金があったんですが、来年度からはなくなっているので、そのところを教えてくださいたいと思います。

それから、205ページですが、給食センターの会計年度の、一応6人の見通しだということですが、先ほどの補正予算のところでも、結局1人採用ができなくて5人体制でずっと、朝早かったり夕方遅かったりしてやっていたというところだったんですが、今度、会計年度でパートタイム勤務だと、皆さん15分削ってくださいということなので、そういう中で、朝早く、それから夕方延長というのは非常に難しいのではないかと思うんですが、その辺りの人員配置の見通しはどのように思ってみえるのか、お聞きしたいと思います。

○副委員長（鎌田鷹介君） 執行部の方、答弁をお願いします。

○教育課長（伊藤正典君） まず、AZクラブの6月からの予定はというところでござい

ます。

AZクラブの関係につきましては、実は公民館費のほうで公民館の委託料がございます。195ページになります。公民館費の12節の委託料の中に管理委託料がございます。今まで本年度、令和元年度まではシルバー人材センターに委託しておりましたが、令和2年度の6月からは、AZクラブに管理をお願いしていくということで今は考えております。6月まではこれまでと同じく、シルバー人材センターをお願いしていくということで、6月から変わる予定でございます。

2点目です。175ページの長寿命化計画、委託料の中で、業務委託料の中に長寿命化計画が入っております。これはどんな計画かということでございますが、長寿命化計画につきましては、文科省のほうから文部科学省インフラ長寿命化計画の策定についてということで、発文が27年度のときにされております。

この中において、平成32年度までに社会教育と学校教育に係る施設の長寿命化を32年度までに策定するように通知がされたところでございます。年度で行くと、来年が32年度ということになってございますので、32年度でまずは教育施設の長寿命化、6施設になります。小学校の校舎、ふれあいホール、中学校の共用棟、中学校の西館、中学校の体育館、中学校の武道館、この6施設を長寿化計画を策定し、なるべく長い年月において施設が使えるように計画を立て、少ない経費で施設を運営していこうというものでございます。ほかの社会体育及び文教施設につきましても、他市町の状況を見ながら考えていきたいということで、まずは、学校教育の施設をまず進めるということで計画をさせていただいております。

その次に、準要保護の予算額が少ないのではないかと。それぞれ小学校費と中学校費のほうで準要保護が上がっておりますが、今回の予算につきましては、令和元年度の実績を基に、プラス、来年度入ってくるであろう小学校1年生まで見込んで上げさせていただいているんです。言わば実績ベースということで予算は計画させていただいております。

次に、公民館の市町負担金はないのかということなんですが、これの負担金につきましてはなくなりましたので、予算は計上してございません。

最後、給食センターの会計年度任用職員の話でございます。現在5人で体制を執っておりまして、もう一人につきましても、今度は会計年度任用職員に制度が変わるということで、少し条件面も変わるので、今は募集するよう手配しております。町の広報紙に入れたり、ハローワークに行って募集を始めるところまで来ております。今まで募集して1人応募がなかったのではないかとということで、帰りにつきましては、今、5時15分になっているものが5時になる予定でございます。夕方の延長というのは基本的にありません。延長があるのが、1日お願いしているのではなくて、2時、3時までの方につきまして少し延長をしているというような状況です。それでも足りない場合は、現在、シルバー人材センターの方に部分的に入らせていただいておりますので、そのようなお願い

の仕方を含めましてやっていきたいということで、まずは人を探すことを先決して、給食センターの体制づくりを進めたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） もう一度確認しますが、クローバーの光熱水費、実績に基づいてとあるんですが、光熱水費を徴収するというのはどこに取決めがあるのかということと、それから、先ほどからタチヤさんの使用については全協で話は出たとは言っていますが、今まで介護予防拠点施設だったものを民間の企業に貸すというのどこに決めがあるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、109ページのこども園費のところなんですけど、給食費が去年よりかなり上がっているんですけど、この関係を教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、37ページの光熱水費の関係なんですけれども、こちらにつきましては、学童保育所のクローバー自身には補助金等、国、県と町からの補助での運営をしていただいていますので、その施設の光熱水費の使用料に関しては、支払いというか、していただいているというような状況ですので、それは公設民営で運営していただいている中での施設の光熱水費の使用料ですので、それを受入れているというようなことで御理解いただきたいと思います。

あと、109ページの給食費の内容なんですけど、こちらの給食費の内容につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、給食の主食費の関係が40万ほどと、あと、給食の材料費自体が700万ほどということで、ここで今回大きく230万ぐらい増えている状況なのが、保育の無償化によって、食費とか給食の材料費が予算で計上されていることが増額の主な要因でございます。

91ページのとまり木のことなんですけど、こちらについては先ほども言ったように、介護予防拠点施設の一部をタチヤさんにお貸しして使用していただくということで、今後、そういうふうを取決めのほうさせていただいたので、そのように進めていくということでございます。

○副町長（森 清秀君） 先ほど福祉健康課長が御答弁させていただきました行政財産、タチヤさんにお貸しするという話なんですけど、それは委員がおっしゃるように、このたび旧の南部保育園・幼稚園を福祉施設として利用するというようなことで、同じような施設が近いところで競合するんじゃないかという、先般の2月14日の全協のときにも御説明を申し上げましたように、このたびとまり木という福祉施設の一部を縮小するんですね。廃止をするわけではなくて一部を縮小しまして、あの施設は補助金を頂いておりますので、補助金の適化法に当たるところだけを縮小させていただいて、そこを行政財産から普通財産に替えて、今回、お借りを頂くというようなことで、逆に申し上げれば、底地が町の行政財産なんですけれども、それを用途廃止して、普通財産にしてタチヤさんに貸している

というようなこともありますので、それと同等の趣旨でこのたび貸付けしようというようなことをございます。

ただ、このことについても、行政財産取扱い自身は総務政策課の所管になって、どちらかと申しますと、総務建設の所管事項になりますので、またそちらのほうでも詳しく御説明はさせていただきようかというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第18号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（村上 強君） 議案書の議案第18号を御覧ください。

議案第18号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

220ページを御覧ください。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めたもので、224ページの第2表、債務負担行為により、中段、特定健診と特定保健指導の新たな3年間契約の債務負担限度額を定めたものでございます。

220ページに戻っていただき、次の第3条では一時借入金の限度額を、第4条では、歳出予算の流用規定を定めたものでございます。

それでは、次のページ、第1表、歳入歳出予算を御覧ください。

歳入では、1款国民健康保険料から9款諸収入までの9つの款と、それに付随する13の項で構成されております。

次のページ、歳出では、1款総務費から10款予備費までの9つの款と、それに付随する19の項で構成されております。歳入歳出のそれぞれの予算総額は8億2,500万円

となり、前年度比較 900 万円の減額予算となるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、226 ページ、227 ページの事項別明細書により説明させていただきます。

主な科目を中心に説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険料では、保険料の算定基礎として、令和 2 年度の世帯数を 972 世帯、被保険者数を 1,569 人と見込み、県への事業費納付金や保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金などを勘案し、保険料総額を 1 億 9,086 万 7,000 円と見込み、前年度比較で 1,663 万 8,000 円の減額、率で 8% の減となっております。

次に、228 ページ、4 款国庫支出金、2 項 6 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、本年度 157 万円でございます。これは、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認が導入され、令和 3 年 3 月から本格運用されることから、その電算システム改修費を全額国庫補助金として受け入れるものでございます。

次に、5 款県支出金では、県広域化により、県から医療費などを受け入れる科目でございますが、1 項 1 目保険給付費等交付金の普通交付金では、歳出の保険給付費の全額 5 億 4,549 万 9,000 円を受け入れるものでございます。

また、特別交付金の 2,661 万 5,000 円は、広域化前の地域特別調整交付金と同様に、保険者努力に対する支援分や医療費適正化等に対する県繰入金と、特定健診等負担金では、これも広域化前と同様に、国 3 分の 1、県 3 分の 1、合わせて 3 分の 2 の負担金を受け入れるものでございます。

次に、230 ページ、7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では、本年度 5,836 万 1,000 円でございます。保険基盤安定繰入金については、保険料の軽減支援に対し、国、県の負担金が一般会計を通じ交付されるもので、保険料軽減分では県 4 分の 3、町 4 分の 1 で 2,205 万 5,000 円、保険者支援分では国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 で、1,314 万 7,000 円をそれぞれ受け入れるものでございます。

また、一般会計繰入金では、国保財政の安定化を支援するために、事務費、出産育児一時金、国保事業費助成繰入金を繰り入れるものでございます。

次に、8 款繰越金では、本年度 200 万円でございます。前年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

236 ページ、237 ページからの事項別明細書により説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では、国保会計で雇用する任用職員 1 名分の人件費及び国保会計の経常的な事務経費を計上しており、本年度 814 万 7,000 円でございます。

す。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。なお、委託料の電算委託料において、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのシステム改修費157万1,000円の予算計上がございます。

次のページをお開きください。

2項1目賦課徴収費では、保険料の賦課徴収に要する経費を計上しており、本年度140万7,000円でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。なお、前年度からの減額要因は、コンビニ収納システム導入経費が減額となったものでございます。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費のうち、1目一般被保険者及び2目退職被保険者の療養給付費では、被保険者1,569人に係る医療費の保険者負担額を、また、3目及び4目の療養費では、柔道整復治療や補装具等の療養費の保険者負担額をそれぞれ計上しております。なお、退職者分については、制度期間は終了しておりますが、支払い期間のずれにより1か月分計上するものでございます。

次に、5目審査支払手数料では、これらの給付に係るレセプト審査及び電算処理経費を計上、また、6目第三者行為求償事務手数料を計上しており、療養諸費総額では、本年度4億7,760万7,000円と見込み、前年度比較48万6,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

次に、2項高額療養費のうち、1目、2目の一般及び退職被保険者の高額療養費では、被保険者に係る高額療養費を計上し、3目、4目の高額介護合算療養費では、介護受給者がいる世帯の合算適用者の高額療養費を計上しております。高額療養費総額では、本年度6,975万6,000円と見込み、前年度比較239万5,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

4項1目出産育児一時金では、本年度420万円でございます。この科目では、国保被保険者の出産に係る出産育児一時金を計上しており、令和2年度の見込み件数は10件分でございます。

次に、5項1目葬祭費では、本年度75万円でございます。この科目では、国保被保険者が死亡された場合の葬祭費を計上しており、令和2年度の支給見込み件数は15件分でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金では、国保広域化に伴う県への納付金で、前々年度医療費などに基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分けて納付するもので、市町が徴収する保険料相当分になるものですが、国としては、国保広域化により著しく納付金が上昇する市町に対して、広域化開始の平成30年度から6年間をめどに激変緩和措置を図り、国の交付金が優先配分されます。なお、本町の令和2年度の激

変緩和措置の金額は318万9,135円となっており、既に納付金より控除されております。

それでは、予算措置といたしまして、退職者分は制度期間満了に伴いなくなっておりますが、3款1項医療給付費分では、1目一般被保険者分で1億7,248万5,000円、次のページの2項後期高齢者支援金等分では、1目一般被保険者分で5,602万5,000円、次のページ、3項介護納付金分では、1目介護納付金分で2,173万4,000円の予算計上となっております。

全体の事業費納付金では2億5,024万4,000円となり、前年度より616万5,000円の減額となります。これは激変緩和措置に加え、県全体においても前期高齢者の医療費に対し全国の保険者間で補填し合う前期高齢者交付金が増額となり、ほとんどの市町が減額となったものでございます。

次に、6款保健事業費、1目特定健康診査等事業費では、国保被保険者の基本健診と保健指導に要する経費を計上し、本年度933万6,000円でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

252ページ、253ページをお開きください。

9款諸支出金、1目と2目一般及び退職被保険者等保険料還付金では、過年度保険料の還付見込額をそれぞれ100万円と5万円を計上しております。

次のページをお開きください。

10款予備費では、本年度210万2,000円を計上し、この金額をもって歳出予算額を調整させていただいております。

次のページをお開きください。

国保会計に係る給与費明細書でございます。

次のページをお開きください。

国保会計に係る債務負担行為の調書でございます。

以上で令和2年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 229ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金、100%出ているんですけど、健康保険法の改正でマイナンバーカードが保険証にも使えるという、一般国民からすると非常に危ないものじゃないかなという印象を受けるんですが、マイナンバーカードを健康保険証に使うことのメリットがあれば教えていただきたいと思うんですが、それと、237ページの会計年度任用職員報酬ですが、以前まではレセプト臨時補助職員という名称だったと思うんですが、それに比べて去年の予算、それから、前年度の報酬と賃金を比べると下がっているのではないかなと思うんですが、いかがでしょ

うか。

それから、議案説明会で伺ったところでは、今回、国民健康保険料の料率は本算定になるまで確かに分からないんですけども、例えば今回予算は出ているんですが、この予算をどう見たらいいかというときに、料率がどう変わっていくかという推計というんですか、例えば料率を変えるのなら、多分上がるほうだと思えますけど、例えばそれに対して法定外繰入れをして料率を抑えるのかとか、そういうところまで見込んでいらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○住民課長（山田克己君） まず、一番最初のマイナンバーカードを利用するときのメリットですけど、マイナンバーカードを利用すれば保険証は要らなくなるということにはなるんですけど、マイナンバーカードを利用することによって、その人がどこの保険に加入しているということが最終的には異動届をせずに、カードを持っていれば、会社を辞めて国保に入ったらそれは自動的に分かると。国保からまた会社に入った自動的に分かる、そのようなメリットがありますので、そのような形で進んでいくということですので、よろしくをお願いします。

あと、会計年度任用職員の給与については、全体的には同じような額が上がっていますので、そのような予算計上をさせていただいております。

あと、保険料率でございますけど、これは予算的には減額にはなっております。保険料というのは予算の中で足りない分が保険料に行くわけでございますけど、でも、料率はどうかということ、6月の本算定のときの被保険者の人の所得が分からないと、上がったのか下がったのかということ、料率は決まりますので、そのときにならないと分からないということでございます。

でも、予算の計上としては、前年度と同じように法定外繰入れを1,000万とかと入れていますので、同じような状況の中で算定していくということになりますので、そのときにならないと分からないということですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 健康保険証がマイナンバーカードでも使えるという、今メリットを言われたんですけど、全員がマイナンバーカードを使うわけではないと思うので、例えば病院の窓口なんかでは、マイナンバーカードに対応するものと普通の健康保険証で対応するという、窓口業務が複雑になるんじゃないかということと、マイナンバーカードが健康保険証にもなるということは、その人の病歴だとかそういうものが一切そこに入るわけですよね。そうすると、そういうことですごく情報が入ってしまって、それが漏れたときのことですごく怖いなのを思っているのと、それから……。

○副委員長（鎌田鷹介君） それは質疑ですか。

○委員（中川和子君） そうです。先ほど法定外繰入れのことを言われましたけど、どこ

にそれは上がっているのか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（鎌田鷹介君） 最初の質問に関しては大丈夫です。

よろしいですか。

○住民課長（山田克己君） 今の法定外繰入れは、231ページの一番上のところの一般会計繰入金の中の3節の一般会計繰入金の中に1,000万は入っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（多賀晶子君） 議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

259ページを御覧ください。

議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

次のページ、260、261ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金までの5つの款とそれに付随する6つの項で構成し、歳出では、1款総務費から5款予備費までの5つの款とそれに付随する6つの項で構成され、それぞれの予算総額は1億4,500万円となり、前年度比較800万円の増額予定となるものでございます。

では、内容につきまして、事項別明細書で主要項目を説明いたします。

263、264ページをお開きください。

まず、歳入でございませぬ。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料では、75 歳以上の被保険者数を 967 人と見込み、総額 6,275 万円を計上、前年度比較で 733 万 9,000 円の増となります。この保険料については広域連合から示されるもので、保険料率の引上げや被保険者数の増加により増額となったものでございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は、広域連合への共回事務費分と当会計の事務費分、2 目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額に対し、県、町の負担分、3 目療養給付費繰入金は医療費の町負担分でございます。これらの総額を本年度 8,142 万 6,000 円繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

269、270 ページの事項別明細書より主要項目を説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、経常的な事務経費を計上しており、本年度 192 万 9,000 円です。昨年度は電算システムの更新経費計上があったため、今年度は減額となっております。

2 項 1 目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、本年度 114 万 6,000 円です。

次のページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度総額 1 億 4,110 万 1,000 円で、前年度より 1,039 万 6,000 円の増額となっております。増額理由として、保険料負担金では、料率の引上げや被保険者数の増加により 733 万 9,000 円、療養給付費負担金では、医療費が年々伸びていることから 197 万 2,000 円の増となっております。

以上で令和 2 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 先ほど料率の引上げのことが出されたんですが、264 ページですか、保険料のところを見ると。これはどのくらい上がるんですか。

○住民課長（山田克己君） 後期高齢の保険料率については 2 年に 1 度改正されていまして、今度は令和 2 年度、3 年度ということで、これは均等割額と所得割率というのがあるんですけど、均等割額が 1,624 円上がっております。1,624 円上がって、1 年で 4 万 4,589 円となります。所得率については 0.13% 上がっております。年で 8.99% となります。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

275ページを御覧ください。

議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,500万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付額の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用とするものです。

276、277ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算についてでございますが、まず、歳入については、第1款介護保険料から第10款諸収入までの10の款とそれに付随する15の項で構成されており、その予算現額は総額で5億2,900万円でございます。

278ページ、279ページを御覧ください。

続いて、歳出でございますが、歳出については、第1款総務費から第8款予備費までの7の款とそれに付随する17の項で構成されており、その予算現額は歳入同様5億2,9

00万円でございます。

280ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為でございますが、介護保険事務処理システム機器賃貸借料の債務負担行為でございます。

続いて、281ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお目通しいただきたいと思っております。

282、283ページを御覧ください。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度予算額1億3,807万8,000円でございます。介護保険料は、平成30年度から令和2年度までの3年間は第7期介護保険事業計画の基準年額6万2,592円と定めることにより、所得等の条件により第1段階の年額2万8,100円から第10段階の年額10万9,500円となります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、本年度予算額8,438万5,000円でございます。介護給付費負担金は、介護保険給付費分の20%、介護保険施設費分の15%について交付を受けるものでございます。

284、285ページを御覧ください。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、本年度予算額148万6,000円でございます。第1号被保険者の要介護・要支援認定者数などの算出により、格差調整のために交付されるものでございます。

6目介護保険事業費補助金は、本年度予算額29万円でございます。法改正に伴うシステム改修事業補助金としまして、情報連携データ標準レイアウト改版のシステム改修に対する国庫補助でございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、本年度予算額1億3,098万2,000円でございます。社会保険診療報酬支払基金より介護給付費に対し交付されるものでございます。

286、287ページを御覧ください。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、本年度予算6,064万円でございます。介護給付費繰入金は、介護保険給付費分及び介護保険施設費分の12.5%について一般会計から繰入れするものでございます。

288、289ページを御覧ください。

6目その他一般会計繰入金は、本年度予算額935万4,000円でございます。事務費について一般会計から繰入れするものでございます。昨年度までは包括的支援事業等の地域支援事業費繰入金を一般会計から繰入れておりましたが、今年度は特例上限額の適用によるものでございます。

7目低所得者保険料軽減繰入金は、本年度予算額196万3,000円でございます。第1段階から第3段階までの保険料軽減分を補填する繰入金でございます。

2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金は、本年度予算額632万7,000

円でございます。介護給付費準備基金の繰入れを行い、財源を確保するために予算計上するものでございます。

9款1項1目繰越金は、本年度予算額300万円でございます。前年度の介護保険会計の収支による繰越金を予算計上するものでございます。

294ページ、295ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額377万9,000円でございます。前年度より増額となった主な要因として、介護保険システム改修委託料としまして、法改正に伴う情報連携データ標準レイアウト改版のシステム改修を計上したことによるものでございます。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

296、297ページを御覧ください。

3項介護認定審査会費、1目認定調査費は、本年度予算額433万4,000円でございます。前年度より減額となった主な要因として、8節の訪問調査件数が令和元年度180件の見込みに対して、令和2年度160件と見込み20件の減によるものでございます。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

298ページ、299ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、本年度予算額1億4,194万8,000円でございます。主なものとして、訪問介護として1,433万8,017円、通所介護として5,468万7,744円、通所リハビリテーションとして2,104万5,470円でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、本年度予算額5,187万2,000円でございます。主なものとして、地域密着型通所介護として1,184万3,551円、認知症対応型共同生活介護として3,372万9,769円、介護老人福祉施設として628万8,189円でございます。

3目施設介護サービス給付費は、本年度予算額2億2,849万4,000円でございます。主なものとして、特別養護老人施設として9,596万288円、介護療養型医療施設として1,420万6,931円でございます。

300ページ、301ページを御覧ください。

6目居宅介護サービス計画給付費は、本年度予算額1,446万8,000円でございます。前年度より増額となった主な要因として、ケアプランの作成件数の増加見込みによるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、今年度予算額940万6,000円でございます。主なものとして、介護予防・通所リハビリテーションとして598万4,307円でございます。

302ページ、303ページを御覧ください。

4目介護予防住宅改修費は、本年度予算額50万9,000円でございます。この科目

では、要支援者が手すりの設置、段差の解消等の住宅改修に要する費用であり、前年度実績により必要額を見込み、予算計上しております。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は、本年度予算額993万3,000円でございます。この科目では、介護サービス費の1か月の利用者負担額の超過分に要する経費であり、前年度実績により必要額を見込み、予算計上しております。

304ページ、305ページを御覧ください。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は、本年度予算額2,427万8,000円でございます。前年度より増額となった主な要因として、特定入所者介護サービス費申請件数の増加見込みによるものでございます。

306ページ、307ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費は、本年度予算額1,004万7,000円でございます。この科目では、総合事業に伴う要支援者及びチェックリスト対象者に要する費用であり、主に報償費では、筋力アップ教室や訪問相談の従事者謝礼金、委託料では、通所型サービスふれあいサロンの社会福祉協議会への委託料、住民主体サービス、家庭ごみ排出支援事業のシルバー人材センターへの委託料、308、309ページを御覧ください。負担金、補助及び交付金では、訪問型サービス及び通所型サービスの介護事業所への負担金に要する経費を予算計上しております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、本年度予算額120万円でございます。この科目では、介護予防サービス計画作成に関して、社会福祉協議会及び居宅介護支援事業所の業務委託に要する費用でございます。

310ページ、311ページを御覧ください。

第3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費は、本年度予算額1,311万2,000円でございます。この科目は、高齢者の心身の状況や生活実態に関する相談支援業務であり、地域包括支援センターの管理運営に必要な経費を予算計上しております。

316、317ページを御覧ください。

8款1項1目予備費は、本年度予算額270万6,000円でございます。この科目で歳出の予算額を調整しております。

318ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。前年度と同様、在宅医療・介護連携ネットワーク運営委員会委員6名及び認知症初期集中チーム検討委員会委員報酬分となります。

319、320ページを御覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年

度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、介護保険事務処理システム事業賃貸借契約に伴う賃貸借料としまして、限度額は230万円、令和元年度末までの支出見込額は214万1,000円、令和2年度までの支出予定額は15万9,000円、地域包括支援センターシステム賃貸借料としまして限度額は519万1,000円、令和元年度までの支出見込額は183万6,000円、令和2年度から令和4年度までの支出予定額は335万5,000円、介護保険事務処理システム事業賃貸借契約に伴う賃貸借料としまして限度額は230万円、令和3年度から令和7年度までの支出予定額は230万円でございます。

以上で令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤律雄君） 305ページの特定入所者介護サービスということで、427万8,000円が出ていますけど、木曾岬町は今何人ぐらいこういう特定サービスの介護を受けていただいているか、それだけ聞きたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） 人数自体は把握はしていないんですけれども、一月当たりの件数が今回は一月当たりは53件という形での予算の見込みを立てさせていただいています。ですので、令和元年の当初と比べると、6件ほど一月当たり増えているという件数での見込みを立てさせていただいております。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） 284、285ですけど、調整交付金が大きく減額されている理由を教えてくださいのと、それから、289ページの、今回、準備基金繰入金があるんですけれども、これはどこの予算がどうなって基金を繰り入れなきゃならなかったのかというのを教えてくださいと思います。

それから、295ページなんですけど、介護保険システム改修委託料が出ているんですけど、これは法改正によるシステム改修とあって、法改正の内容がよく分からなかったの、もう一度説明を願いたいと思います。

それから、297ページですが、介護認定審査会で、訪問調査委託ですか、180から160人減ったと伺ったんですが、介護認定を受ける方自体が増えていくような気がしたんですが、介護認定を受ける方自体がどうして減っていくのかなって思ったんですが、それを教えてくださいのと、あと、299ページ、施設介護サービス給付費の2,000万、大きく利用が減になっているんですが、推計から出されたとは思いますが、どのように見ていらっしゃるかというのを聞きたいと思います。

それから、301ページの介護予防サービス等諸費ですが、ここも利用者が減になって

いるんですが、介護予防を利用する方がなぜ減っているのかなと、要因が分かれば教えてください。

それから、307ページの介護予防・生活支援サービス事業費ですが、要支援とチェックリストの方に対する事業費も261万5,000円と大きく減っているんですが、この要因を教えてください。

それから、ページ数でいうとどこかよく分からないので項目だけ挙げますが、来年度の介護保険では、施設入所の方のある一定の所得のある方は食費が上がるというようなことを聞いているんですが、それはどこの項目に入っているのか、分かれば教えてください。

○副委員長（鎌田鷹介君） 項目をお聞きになるということですね。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、285ページなんですけれども、こちらの調整交付金の関係なんですけれども、こちらにつきましては148万6,000円ということなんです。こちらにつきましては、令和元年度、今年度の実績に伴って予算計上をさせていただいております。今回、確かに前年度の予算と比べると減額となっているんですが、こちらの調整交付金につきましては、第1号被保険者、要介護者、要支援者の認定者数などの人数によって算出される交付金ですので、毎年的人数とかが変わったり、大本の交付額によって金額が変わってきますので、確かに前年度の予算額からすると下がってはいるんですが、これは実績に基づいての予算計上ということで、よろしくをお願いします。

次に、289ページのほうをお願いします。

基金の繰入金なんですけれども、今回なぜ632万7,000円を取り崩すかということなんです。その2つほど上に、その他一般会計繰入金というところがあるかと思えます。そこで、逆に予算額の比較で602万3,000円という形での減額になっているかと思えます。今回、今まで包括的支援事業の関係とかの任意事業で一般会計からの繰入れのほうをさせていただいたんですけれども、財源のほうを一般会計からの繰入れではなく、こちらの基金の取崩しのほうでの財源確保の方法を取ったものですから、こういうような形の今回取崩しという方法を取らせていただいております。

次に、295ページをお願いします。

295ページのところの委託料で、介護保険システムの改修委託料の43万6,000円の内容ということなんです。これは令和2年の6月に向けたデータ標準レイアウト改版としまして、国の標準パッケージが示されております。国の標準パッケージに合わせるために、給付情報の自己負担額証明書情報と総合事業の自己負担額証明書の情報をそのシステムに追加する必要がありますので、国の標準パッケージに合わせるためのシステム改修でございます。

次に、297ページのほうをお願いします。

297ページの役務費のところ、主治医意見書の作成料が180件だったものが160件に減ったということなんです。確かに介護の認定の申請のほうは増えているという

か、増加傾向にあるように見えるんですが、もともと介護保険の介護の4と5の方が、認定期間が今は3年という形で、36か月になりました。その36か月の要介護の方が、4、5の方がみえるもんですから、毎年毎年認定調査の必要性がないということもあって、申請自体はそこで減っている状況もあるというふうに思われます。

それから、次に、299ページの施設のほうの介護のサービスの給付費の関係なんですが、こちらにつきましては、実際には2,000万ほど減額にはなっているんですけども、もともと前年度の予算がその前からのすごい施設の増加率に伴って増加傾向にあったものですから、前年の予算と比べると2,000万円ほど減っているようには見えるんですけども、今回の予算計上としましては、実績と推計に後期の高齢者の増加率の2%と、昨年、消費税が増税されたことによって、8%と10%の差額の2%の増加率というものを実際の実績と推計に上乘せした形で推計のほうを上げさせていただいております。それによって、今回増加率に伴いますと、前年比と比べると2,000万ぐらいの減とはなっているんですが、先ほども言ったように、施設介護のサービス費としてはある程度落ち着いてきている状況なので、あまり伸びがなく2,000万の減額というような状況になっております。

次に、301ページのほうの介護予防給付費の関係なんですけれども、これが減額になった内容かと思えます。こちらにつきましては、介護予防サービス給付費の通所のリハビリテーションのほうが約90万円ほど、実際に減額となっております。それは実際の利用者自体が15人から14人に1人減ったというのが今回減額の要因でございます。

次に、306ページにつきましては、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費の261万5,000円の減額の理由なんですけれども、こちらにつきましては、委託料のところの通所型サービス事業委託料の499万4,000円とあると思えます。こちらのところが実際には社会福祉協議会で行っておりますふれあいサロンの事業でございます。ここのふれあいサロンの事業でこの金額が減額となっておりますが、それは利用者の人数自体が約13人ほど、49人から36人に減ったというのが今回のここでの比較の260万円ほどの減額の要因でございます。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 先ほどの295ページの介護保険システム改修委託料のところですが、国の標準パッケージに合わせるということは、介護保険を受けている人にとってはいいものなのかどうなのかというのがよく分からないのと、それから、さっき299ページの介護施設のサービス給付費の中で、金額は2,000万の減にはなっているけれど、その主な理由として、後期高齢者のことと増税のことが出されましたけど、それが影響していると考えていいのかということと、それから、施設入所者の方の食費が上がるんじゃないかというのはどこにあるのかというやつを、先ほど教えてくださいということで、

教えていただいているんですけど。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、295ページの介護保険システムの改修委託料につきましては、今回は国のパッケージに合わせることで、これは全国统一された給付情報と総合事業の給付情報が統一されるので、その辺りについてはメリットというか、効率化はされるのかなというふうに考えております。

あと、施設の費用につきましては、実際には先ほどの後期高齢者の増加率2%と消費税の増加の2%のみの増加率のみで、今年度に関しましては、今の実績及び推計に2%の増額を割増しただけの状況での見込みを立てたということでございます。それによって、今回落ち着いたような状況にはなっているということを御説明のほうをさせていただいた状況でございます。

それから、先ほど言われました、施設の食費の関係については、その辺りについては施設によって食費の関係も規定されているのかもしれないので、まだ確認のほうはさせていただきます。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 今の食費のほうの確認はいついただけるんですか。確認のほうはいつしていただけるんですか。これって、所得によって多分違ってくると思うんですけど、だから、当町ではどのようにこれを捉えてみえるのかなと思って。

○福祉健康課長（松本 大君） 今の食費のことについては、今回の令和2年度の予算の中には特に反映とかはされていない状況ですので、こちらの情報としてまた確認のほうをさせていただくということで、この場では特に回答はするというような予定はしておりません。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここで15分間の休憩を行います。次が3時10分でございます。

午後 2時52分休憩

午後 3時10分再開

○副委員長（鎌田鷹介君） 休憩を解き、委員会に戻します。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほどの居住費、食費の件のことで、よろしいですかね。

予算上、304ページ、305ページのほうで、特定入所者介護サービス費というのが

あるんですが、ここは低所得者の要介護者の施設利用者に係る居住費や食費の関係の内容となっておる予算なんですけど、今回、消費税の改正に伴って費用額は居住費と食費のほうが変わって見えるんですけど、低所得者については、消費税の増税に関して金額は変わっていませんので、特に今回の予算には影響がないということだけ伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（鎌田鷹介君） これまで個別に審議し、質疑をしていただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がありましたら御発言願います。

○委員（中川和子君） まず、一般会計の補正予算（第5号）ですが、今回は教育費のほうでGIGAスクール構想ってあまりにも唐突に出てきたなと思って、議会にも何も説明がなくて、国からの補正予算なんですけど、これ、いつ決定していただけることになったのかなというのを確認したいのと、高速大容量で校内LANを整備するということなんですけど、すごい素人考えで申し訳ないんですけど、電気をたくさん使うので、環境に優しいのかなといいますか、そっちの面から見るとどうなのかなというのを思ったのと、それから…

○副委員長（鎌田鷹介君） 環境にいいかどうかを聞きたいわけですね。

○委員（中川和子君） そうですね。それから、来年度の一般会計予算ですが、195ページの公民館費のところですが、公民館の振興市町連絡協議会負担金はなくなったとは説明を受けたんですが、これは連絡協議会自体がなくなったのか、それか、ここは公民館費にはなっているんですけど、AZクラブさんに管理形態が変わることによって公民館が変わっていくのかなと思ったのと、あと、AZクラブさんに管理運営を任せる場合に、今までAZクラブさんは福祉教育センターなら月曜から金曜だったんですけど、今度は土日が入ると非常に管理負担が増えるんじゃないかなと思うので、そこの手当てはしていらっしゃるのかということと、それから、小学校の175ページの業務委託料451万円の長寿命化計画ですが、小中学校の6か所を伺ったんですが、給食センターは町の施設になって入らないということなんですか、ちょっと確認したいんですけど。

それから、今説明のあった介護保険の予算ですけど、食費の関係ですけど、低所得者のところのことが出たんですけど、低所得者以外の方の食費の関係はどうなっているんでしょうか。

○副委員長（鎌田鷹介君） ここで、議事整理のため担当執行部に答弁してもらいます。

○福祉健康課長（松本 大君） 当初予算の介護の保険の304ページ、305ページの下のところ、先ほど言った特定入所者介護サービス費、こちらは低所得の方の居住費、食費の関係を申請により限度額を設定して、この限度額を超える費用についての保険からの給付をする経費ですので、今回消費税で増税になった方は低所得じゃない方ですので、

ここには該当しないので、予算には今回影響はないということをお伝えさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） まず、GIGAスクールの関係で、いつ頃決まって、いつもらえるようになったのかということですが、まだ国の補正予算が1月29日だったと思います。これが国の予算が決まった日にちやっただと思います。結果的に、GIGAスクールの話は昨年の年末から、12月頭ぐらいにこの話が出てきまして、詳細なことが分からないまま、令和元年度の補正予算に上がってくると。令和元年の予算に手を挙げないと補助金としてはもらえないというような流れで、内容がなかなか固まらないまま先に話だけ進んだというような形になります。年が明けてから三重県の説明会があって、そのときは国の文科省の方とテレビ会議でいろいろ質問があって、ある程度詳しい内容が決まってきたと。各市町で、学校のまずは校内LANについて整備するかどうかということの要望調査がありまして、要望調査によって、木曽岬町としてはこの補助事業に乗っていくという方針を決めさせていただきましたので、補正予算に小中学校の予算を計上したというような流れでございます。この事業について、まだ交付申請ももちろんしていませんし、額をこれだけもらえるというようなものは正式にはもらっていない状況でございます。

2点目で、大容量について、環境的にはどうかということなんですけど、まず、大容量というのは電波の関係になってきますので、消費電力とはちょっと変わってくるかと思えます。消費電力も各タブレットを充電する関係上、確かに消費電力も使うんですが、環境的にどうかと言われると、特に影響がないということで考えております。

3点目が一般会計の当初予算の195ページですか、公民館の管理委託料、AZへの委託について、AZに任せると土日はどうなるかということの質問ですけど、AZさんとも6月以降の管理体制について協議をさせていただいております。土曜日、日曜日もやっていただきますが、比較的日曜日の午後は公民館が使われていないということで、今の段階では、日曜日の午後は公民館を閉館にしようということで、今考えている最中でございます。

あと、給食センターにつきまして、長寿命化計画に入らないのかということなんですけど、今は今回の長寿命化計画につきましては、学校の要は教育施設を長寿命化計画で長寿化しようということで計画を上げさせていただいております。給食センターにつきましては、学校の附属施設ではありますが、学校教育とは少し性質的なものが違うかなということで考えておりますし、給食センター自体のいろんな使い方も含めまして、今回の長寿命化からは抜けさせていただいております。ほかの施設ともに、またこれから考えていこうと思っておりますので、今回は入れてございません。

あと、公民館の負担金の話ですけど、AZが受けたから脱退するというものではなくて、そもそも負担金自体が請求がなくなるということになっておりますので、特に予算に

は計上しておりません。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御質疑もございませんので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管部分で、討論がある方は御発言ください。

中川委員からの反対討論がありますので、これを許します。

○委員（中川和子君） 民生費においてですが、原資が消費税である子ども・子育て支援臨時交付金が措置されていますが、保育料から給食費だけ取り出すような保護者負担が増えています。

それから、教育費においては、夢とふれあい教育基金の積立金に100万円が計上されていますが、これは前から申し上げているように、頂くのは本当にありがたいことだとは思いますが、町との利害関係のある企業からのものはいかなるものかということを指摘し、反対いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかは討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手多数です。議案第2号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第3号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これで討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第4号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第5号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 消費税増税を原資とする幼児教育・保育無償化は、ゼロから2歳の住民税課税世帯からの保育料の徴収、また、全体にわたって保育料から給食費だけ取り出し徴収をするという真の無償化対策にはなっていません。保育料の軽減に取り組んできた当町としては独自の軽減策に取り組むことができたのではないのでしょうか。それに対する取組がなされていないということで、反対いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに討論者はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第17号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 今回はマイナンバーカードを健康保険証にも使えるようにするシステム改修がされておりますが、マイナンバーカードの保有率がなかなか上がらない中で、国としてはどうにか保有率を上げたいということで、マイナンバーカードの保有を広げようとしていますが、健康保険証に関しては、窓口業務の複雑化、また、病歴の履歴が漏れるおそれがあるということで、反対いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに討論者ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第18号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 来年度は料率の見直しということで上がってきています。75歳以上の後期高齢者だけの保険だと、どんどん料率が上がってどんどん保険料が上がるということで、後期高齢者の方にとっては非常に大変な制度だと思い、反対をいたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに討論がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第19号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 賛成多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 来年度の介護保険は、第7期の最後の期間になりますが、第7期のときは当初に保険料も上がり、また、利用する方の制限も加えられており、それがそのまま続行をされていることから、反対いたします。

○副委員長（鎌田鷹介君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員会報告書の作成及び本会議での当委員会での討論並びに決定事項に係る委員会報告を致すことを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました9議案の審議を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項で何かございましたら、御発言をお願いします。

○委員（中川和子君） 新型コロナウイルスのことですが、最初にも報告を頂いて、そこでも少し質疑はさせていただいたんですが、もう一点だけ確認したいんですが、休校については各市町で決めるということで、教育課長のほうからも当教育委員会で決めましたという答弁を頂いたんですが、政府の話だと、ここ一、二週間が拡大を抑制する最大の期間だということ。

そういうことなので、例えば図書館はそういう形で休業期間が短いんですが、学校だけが春休みまでというのは本来で考えるとそぐわないかな、長過ぎるのではないかなという思いがしたんですが、続行するという事だったので、その辺りの違いを教えていただきたいんですけど。

○教育課長（伊藤正典君） まず、学校につきましては、政府の要請につきましては3月2日から、そのまま春休みというような内容で要請がありました。関連市町の状況も調べさせていただいて、木曾岬町の隣接市町、三重県、愛知県も含めまして、そのまま春休みまで学校については休むということもありましたので、木曾岬町につきましてもそれと同じような対策を取らせていただいて、コロナウイルスの蔓延を防いでいこうということで、学校につきましては決めさせていただきました。

図書館につきましては、特にどうするといった要請もなかったんですが、まず、図書館を管理する教育委員会、町といたしまして、いわゆるイベント事とかというまず規制があったと思うんですが、まずはそこで一旦区切りを図書館にはさせていただいて、状況に応じて、またその次どうするか、そのままやるのか、引き続き延ばすのかというのは検討していくということで考えております。

以上でございます。

○副委員長（鎌田鷹介君） ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鎌田鷹介君） 御発言もないようなので、これにて本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の教育民生常任委員会を閉会いたします。

午後 3時32分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育民生常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
